

## 平成24年度 第3回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成24年 11月19日(月) 13時00分～17時00分

2 場 所 勤労者福祉会館 6階 講堂

### 3 出席者

#### (1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、岩田俊二委員、江崎貴久委員、  
鈴木宏委員、田中彩子委員、南部美智代委員、野地洋正委員

#### (2) 三重県

(県土整備部)	幸阪	港湾・海岸課長	ほか
(農林水産部)	西村	農業基盤整備課長	ほか
	平野	水産基盤整備課長	ほか
(志摩建設事務所)	萩原	事業・用地推進室長	ほか
事務局	久世	県土整備部副部長	
	保田	公共事業運営課副課長	ほか

### 4 議事内容

#### (1) 三重県公共事業評価委員会開会

##### (公共事業運営課副課長)

お待たせいたしました。ただ今から、平成24年度第3回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。本日の司会を務めます、公共事業運営課副課長の保田と申します。どうぞよろしくお願いたします。本委員会につきましては、原則公開で運営することになっております。委員の皆さま、本日の審議において、傍聴を許可するというところでよろしいでしょうか。

##### (委員長)

委員の皆さん、よろしいですか。

(委員同意)

##### (委員長)

特に反対はございませんので、傍聴を許可いたします。

(傍聴者 入室)

(公共事業運営課副課長)

なお、頭撮り、写真を撮らせていただくということも、許可させていただいてよろしいでしょうか。

(委員同意)

(公共事業運営課副課長)

本日の委員会につきましては、現在、10名の委員中8名の委員にご出席いただいておりますので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告いたします。

それでは、議事次第2番以降につきまして、委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

## (2) 評価対象事業の審査

(委員長)

それでは、ただ今から議事次第の2番、評価対象事業の審査を行います。なお、本日の委員会の終了時刻は概ね17時を予定しております。説明は簡潔明瞭に行い、スムーズな議事進行にご協力をお願いいたします。それでは、事務局説明をお願いいたします。

(公共事業運営課副課長)

本日、ご審査をお願いします事業は、赤いインデックスの資料4の審査対象事業一覧表の審査の欄に丸印がしてございます502番の海岸事業、503番の広域漁港整備事業、504番の広域農道整備事業、これら3事業の事後評価をお願いいたします。

続きまして、赤いインデックス資料5をご覧ください。こちらには本日審議を行います3事業の概要を記載しました。次に、赤いインデックス資料6をご覧ください。こちらには評価の内容を記載いたしましたので、ご審査の際にご覧いただきたいと思っております。

なお、説明は事業主体から事業概要と評価内容を説明いたします。先に事業の説明をさせていただいた後、委員の皆さまから質疑応答をお願いしたいと思います。事業主体の説明で、502番の海岸事業安乗地区海岸につきましては、約15分で説明いたします。

なお、説明の効率化を図る観点から、予定時間の2分前からベルを鳴らさせて

いただきますので、よろしく願いいたします。

(委員長)

委員の皆さん、今頂きました説明で、何かご意見・ご質問ございませんでしょうか。特にないようでしたら、事務局から説明がありましたとおり、502番の事後評価の説明を受けることにいたします。それでは、海岸事業についてご説明をお願いいたします。

## 502番 あのりちくかいがん 安乗地区海岸

(志摩建設事務所 事業・用地推進室長)

志摩建設事務所事業用地推進室の萩原です。よろしく願いいたします。それでは、私どもが行いました海岸事業502番安乗地区海岸侵食対策事業の事後評価結果をご説明いたします。

それでは、安乗地区海岸の事業の説明に移ります。まず、事業箇所の位置をご説明いたします。安乗地区海岸は、志摩市北東部に位置する矢湾南部にあります。安乗地区では、浦ノ浜と、ぶろの浜・たたきの浜の2つのエリアで事業を実施しました。浦ノ浜は矢湾湾口部の南側にあり、ぶろの浜・たたきの浜は熊野灘に面しています。

この全景写真は、平成23年に撮影された航空写真です。安乗地区海岸は、伊勢湾台風による未曾有の被災を契機とし、これまでに安乗崎先端部における防波突堤や海岸堤防等の海岸保全施設が整備されてきました。当海岸では、波浪等の影響により海岸の砂が著しく流出していたため、そのままの状態を放置すれば完全に砂浜が消失し、台風などの高波浪時に波が海岸堤防を越えて堤防背後の民家等が浸水する可能性がありました。安乗地区海岸事業における保全対象は、標高2m程度の低地であり、周りが浜に囲まれた集落となっています。そのため、海岸線付近で生活している住民にとっては、海岸施設の整備状況が、安全・安心の確保に直結することになります。

次に、整備前の状況でございます。この写真は、浦ノ浜の侵食状況の経年変化を示したものです。左側の写真は昭和61年撮影のもので、既設堤防前面に前浜がありましたが、9年後の平成7年撮影の写真では、来襲波浪の侵食作用により前浜が消失している状況でした。

次に、ぶろの浜・たたきの浜の整備前の状況でございます。この写真は、平成16年9月の台風21号および平成17年8月の台風11号による越波状況を示したものです。当地区の海岸は、太平洋の荒波を受け侵食傾向にあり、台風時には背後の人家や旅館は危険な状態で、道路も通行不能になるような状況でした。

このため、次のような目的により計画を立案し、事業を実施しました。海岸侵

食対策事業の目的は2つあります。 海岸侵食の防止と砂浜の復元、 高潮・波浪等の異常気象から背後地の生命・財産を守ることです。 整備方針は目的に合わせ2つあります。 来襲波からの侵食被害の防止、 越波による浸水被害の防止です。 対象施設は、浦ノ浜の場合は人工リーフ・養浜・突堤等、ぶろの浜・たたきの浜は離岸堤・堤防となります。 整備期間は平成8年から19年度までであり、既に完了しています。 整備費用は約19億円です。

ここで、侵食対策事業について説明します。 台風等の異常気象による波浪等が直接海浜に来襲することなどにより、海岸侵食が発生します。 海浜が侵食され減少すると、自然の砂浜が持っている消波機能が無くなります。 このように消波機能が無くなりますと、沖合の波が高いまま堤防まで到達し、その結果、背後地が浸水してしまいます。 また、侵食により防の基礎部分が表面化し、堤防自体が壊れることもあります。 そこで沖合に離岸堤等を整備しますと、他の水域と比べ波が静かになるため、離岸堤背後の海浜が安定します。 これらの整備によって、浸水被害から背後地の資産を防護する効果があります。

ここで平成15年に受けた再評価時との対比についてお話しいたします。 安乗地区海岸は、平成8年度に侵食対策事業として新規採択を受け事業に着手しました。 その後、離岸堤と堤防嵩上げを追加して、事業期間が平成19年度まで、事業費が約19億円になりました。

次に、浦ノ浜の整備状況でございます。 安乗地区海岸は伊勢志摩国立公園内にあることから、浦ノ浜においては景観に配慮した養浜と潜堤の組み合わせを採用しました。 なお、人工リーフの材料には、既設堤防の前に設置してあった消波ブロックを一部転用しました。 また、養浜砂の流出防止対策の一つとしての突堤、海浜利用者への配慮や緊急時の利用を考慮した階段と斜路も設置しました。

次に、整備後の養浜砂の状況でございます。 この写真は、浦ノ浜の整備終了後の平成18年と、それから5年経過後の平成23年における養浜砂の状況を比較したものです。 養浜砂はほぼ整備後の状態を保っており、侵食の防止効果を発揮していることが分かります。

続いて、ぶろの浜・たたきの浜の整備状況でございます。 こちらも伊勢志摩国立公園内ではありますが、外洋に面していることから浦ノ浜に比べ波浪の影響が大きく、より消波効果の大きな対策が必要であったこと、また既設の離岸堤が3基設置されていたことから、これらを生かす形で離岸堤方式を採用しました。 また、老朽化した既設堤防の表法面にコンクリートの補強を行い、離岸堤の機能を考慮しても不足する堤防の天端高さを嵩上げしました。

次に、整備後の台風期の状況でございます。 この写真は、平成24年6月19日の台風4号による浜の状況を示したものです。 左側の写真が浦ノ浜です。 沖合の人工リーフによって波が砕けるとともに、養浜の効果により波浪が減衰していることが分かります。 右側の写真がぶろの浜・たたきの浜です。 こちらでは、沖合

の離岸堤によって波が砕ける効果と、既設堤防の嵩上げによる施設効果により、背後地に被害はありませんでした。

続きまして、事業効果の検証についてご説明いたします。当海岸の計画最大波高は 50 年確率で 10.80m であることから、この高さを対象として計画しましたが、事業完了後に観測された最大波浪は、平成 21 年 10 月 8 日に発生しました台風 18 号による最大波高 9.64m です。この波高の規模としましては、中段に示した表のとおりで、概ね 20 年確率波に相当しました。また、平成 24 年 9 月 30 日に来襲した台風 17 号は、各地で過去最高の高潮位がありましたが、安乗地区海岸においては浸水等の被害は発生しなかったことから、当事業による効果が発揮されています。なお、台風 17 号においては、波高計の故障によりデータが欠測しており、確率年を推定することができませんでした。

続きまして、50 年確率に相当する想定浸水エリアをご説明いたします。こちらが、事業実施前の事業対象区域における被害額の計算に用いました浸水想定区域のメッシュ図になります。

次に、費用便益分析結果をご説明いたします。評価対象期間は、事業期間と供用期間を加えた 62 年になります。平成 24 年に現在価値化した便益は約 125 億円、費用は約 28 億円となります。この結果、整備の B/C は 4.37 となりました。

続きまして、事業実施上の環境面への配慮をご説明いたします。浦ノ浜は的矢湾に面しており、伊勢志摩国立公園内にあることから、眺望を楽しみながら海岸を訪れる観光客や地元住民の方々が散策されます。このため、景観に配慮した前浜を復元する養浜と人工リーフを採用しました。

続きまして、事業実施による周辺環境の変化をご説明いたします。このグラフは、平成 11 年～23 年迄の的矢湾における化学的酸素要求量の経年変化を示したものです。この表は、各年毎の COD の最大・最小・平均値を表していますが、全体的に事業中から事業完了後も変化が小さいことが分かります。

続きまして、事業を巡る社会経済情勢等の変化をご説明いたします。平成 15 年に実施しました前回の再評価以降での大きな変化といたしましては、(1)平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が発生し、東北地方に甚大な被害をもたらしましたが、当地域においても津波の影響がありました。(2)この震災を受けて、地震・津波に関する基準等の見直しが図られる中で、平成 24 年 8 月には、内閣府が「南海トラフ巨大地震に伴う被害想定最大の津波高さ」の公表を行いました。それに伴い、近年では地域住民の防災意識も高まり、各地で防災訓練が実施される等、市町との連携による総合防衛的な取り組みが行われるようになってきています。

そこで、安乗地区で行われている総合防衛的な取り組みについて紹介させていただきます。これは志摩市で作成している防災ハザードマップです。志摩市では、旧町単位でハザードマップを作成し、各支所にて配布するとともに、ホームペー

ジにも掲載して、市民への啓発を行っています。なお、これにより、各地域の浸水想定範囲や避難施設を確認することができます。

次に、三重県・志摩市・安乗地区にて展開している総合防災的な取り組みを説明します。まず、三重県では、緊急時の避難用として利用できるよう、地区内の急傾斜施設に階段を設置しています。防潮扉を閉鎖して階段を設置し、海岸利用者に対する地震・津波の避難啓発看板を設置しています。

こちらは、安乗地区の事業箇所周辺における避難階段・避難場所を示したものです。市指定避難場所である安乗保育所は高台にあります。安乗地区においては、急傾斜事業実施箇所が少なく、また、もともと階段状の地形を示しており、崖と人家が密接しています。そのため、階段の設置も難しく、急傾斜施設への階段の設置も4箇所となっておりますが、それ以外にも里道としての階段や斜路は複数あり、住民らはこれを利用して高台へ移動を行います。

次に、志摩市ですが、地域住民の防災意識の高揚と防災力の向上を図るため、地域との連携による防災訓練を毎年実施しています。防災訓練では、発災時における住民避難訓練を主に、各種救助訓練等を住民主体で行っております。現在、自治会等とのワークショップにより防災ハザードマップの見直しを行っています。

津波を考慮した防災計画の見直しとして、新たに津波災害対策編を策定しています。津波避難対策整備事業として、平成24年度より津波発生時の避難路等の整備を行います。安全柵・避難誘導灯・避難看板の設置等を行います。

最後に、安乗地区の住民による取り組みを説明させていただきます。安乗地区においては、市と連携した取り組みの他に、次のような取り組みを実施しています。まずとして、今年度、自治会主催による災害時要援護者対応避難訓練を、災害時の迅速な避難行動を行うことを目的として実施しました。次にとして、先ほど志摩市の施策として地元との連携による防災ハザードマップの見直しを紹介しましたが、地元ではそれに伴う避難路等の危険箇所チェックとして、タウンウォッチを実施しています。これは、指定および一時避難場所への避難経路として想定される道路の危険箇所をあらかじめ把握し、住民に周知しておくことを目的としています。

次に、前回再評価時の答申について説明します。前回の再評価においては、事業継続の妥当性は認められましたが、2点ほど意見を頂きました。まず1点目は、生物多様性の重要性に鑑み、海浜生物の保全は大きな問題であることから、可能な限り環境への配慮に努められたいということでした。これに対して、地域の生物への影響を少なくするため、これまで使用していた佐賀県産の砂から、県内産の砂に変更しました。

次に2点目ですが、時間とコストの管理をより積極的に行うための経済比較・代替え案の立案を検討されたいということでした。そのため、浦ノ浜では、人工リーフに使用する消波ブロックの一部を既設護岸の前面に設置されていたも

のの流用を図ることで、消波ブロックを新しく作る費用とそれにかかる時間の短縮を図ることができました。ぶろの浜・たたきの浜につきましては、工法選定の際に、離岸堤・人工リーフ・養浜・堤防嵩上げの組み合わせにより比較を行い、施設効果の観点から、離岸堤+堤防嵩上げ案を採用しました。

次に、県民の意見として、安乗地区で住民アンケートを実施した結果についてご説明します。実施期間は平成 24 年 7 月です。実施方法は、自治会に依頼してアンケート用紙を個別住民へ直接配付していただきました。配付部数は 200 部で、回収できた部数は 91 部でした。その結果、回収率は約 46% となりました。

次に、アンケート結果について、順次ご説明いたします。性別は男性が約 9 割、女性が 1 割でした。年齢構成は 40～50 代が 3 割、60 代が 4 割、70 代が 3 割で、これらの世代がほぼすべての回答者です。職業は、地域がら漁業関係者が多いようです。

質問事項全般について説明します。安乗地区海岸の海岸事業の満足度について、「満足」もしくは「どちらかといえば満足」と回答した方が、安全面で約 6 割、環境面・景観面で約 8 割、利用面で約 8 割、事業全体で約 7 割を占める結果となり、一定の評価を頂いていることが分かりました。

次に、「満足」と感じる理由について整理しました。海岸整備事業全体の評価の約 7 割にあたる「満足とを感じる理由」としましては、「災害に対して安心できる」、「自然環境・景観が良くなった」が上位を占める結果となりました。なお、これに対する代表的な意見としては、堤防まで波が来なくなった、浜が広くきれいになった、景色が良好になった、利用しやすくなったということでした。ただし、これらの方々の中にも、台風に対しては不安は無くなったが津波は怖い、浦ノ浜は満足であるが、ぶろの浜・たたきの浜は不満である、ぶろの浜・たたきの浜についても前浜が広がることを期待している、施設の老朽化が気になる、砂の移動・飛砂が気になる、ワカメ・アラメ・アマモ等の打ち上げが多くなった、もう少し堤防を上げてほしい等の自由意見がありました。

次に、「不満」と感じる理由について整理しました。海岸整備事業全体の評価の約 3 割にあたる「不満とを感じる理由」としては、「災害に対して不安がある」が上位を占めており、安全面に対する不満であることが判明しました。なお、代表的な意見としましては、安乗地区海岸共通では、堤防が低すぎる、津波が心配である、ぶろの浜・たたきの浜に限定しては、砂浜が流出している、沖合のテトラポッドが沈下しているという意見がありました。

今回のアンケート調査では、約 7 割程度の住民が当該事業を評価していただいているという結果になりました。一方で、残りの 3 割の住民は、何らかの形で事業に不満を持っており、アンケートにおける自由意見を整理した結果、地震・津波に対して不安がある。施設の維持管理が十分ではないのではないか。事業計画に一部住民の意見しか反映されていないという 3 点を主に懸念されている

ことが確認できました。

アンケート調査の結果により判明した3つの懸案について、今後、以下の点に注意しながら海岸事業を実施していきます。 についてですが、地震・津波についての正しい知識を持ってもらうことや、ハード対策の限界、逃げることの重要性を、志摩市と連携し、今後も海岸事業を実施する際の事業説明会等で、住民の方々に説明を続けていきます。続いて ですが、三重県では、毎年施設点検業務を発注しており、その結果に基づき適正な維持補修を行っています。しかし、今回養浜砂の流出に関するご指摘も頂いておりますので、今後はこれについても経過観測が必要であると考えています。続いて ですが、今後の事業進捗については、高潮対策・侵食対策・耐震対策・老朽化対策事業等の海岸事業の趣旨を十分説明するとともに、ワーキング等により、一部住民の意見だけでなく、住民全体の意見を取り入れながら、地元の方と一緒に創り上げていく協創を行っていきます。

以上で、ご説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしく願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは、この評価が妥当であるか、その妥当性についてご質問もしくはコメント等ありましたら、願いたします。はい、どうぞ。

(委員)

では、スライドの15番の費用便益分析結果です。これが15年度と今年度で倍ぐらい変わったわけですね。それで、非常に便益が増えました。これは何か手法が変わったのですか。

(委員)

それに追加で、私も同じことを聞こうと思っていました。8ページの事後評価では、整備費用が約3億増えています。だから、費用の分母が上がって、なおかつさらにB/Cがこれだけ上がってくるということは、どれだけ便益が上がっているのかを考えると、詳細に教えていただきたいです。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

それでは、私の方からご説明させていただきたいと思います。3番を出してください。平成15年の再評価のときには、浦ノ浜という所が評価対象でございました。この部分です。この部分が評価対象でして、保全対象がこの辺でした。それで、その事業を進める中で、平成17年度に、以前からこちらの方のぶろの



浜・たたきの浜というのが要望に上がっておりました。写真で5番を見せてください。これが16年の台風と17年の台風でしたが、こういう状況がずっと続いておりました。ということで、18年度の新規要望として事務所として要望させていただいておったのですが、ちょうど17年度に、先ほどの元に戻して3ページですが、浦ノ浜の事業が終わってきました。そのときに補正という制度がございまして、国の方からこの浦ノ浜に引き続いて、ぶろの浜・たたきの浜を補正で対応していくということでございました。18年度新規でございましたのですが、17年度からやっているということで、17年度から19年度までのぶろの浜・たたきの浜としての事業費が3億でございました。こちらの方が16億ということで、全体で19億となっております。

今回、事後評価につきまして、こちらの方だけですのであれば、平成21年から22年にこちらの方の事後評価を受ければ良かったのですが、引き続いてこちらの方もやっておりましたので、一緒に今回事後評価をさせていただくということで、今回の事後評価になっております。ここのぶろの浜・たたきの浜が3億という事業を進めて、完成しました。その対象はこちらの方になっています。一部重なる所もございまして、この辺を含めると今回の4.37ということで、B/Cをはじかせていただいた次第でございまして。

(委員)

そのB/Cの根拠となっているのは、24年度の評価額でぶろの浜一帯を追加されたということですか。それがだいたい何十億ぐらいなのですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

それについては、今回別々にはじいておりませんので、一括して4.37という形ではじかせていただいております。すみません。

(委員)

それがトータルで約125億ということですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

はい、そうです。14番を出してください。浦ノ浜がこちらの方でして、ぶろの浜がこちらです。この整備によってこの辺が一部重なるということです。浦ノ浜の対象につきましては、この黄色のエリアで浸水深が1m45cmまでということで、たたきの浜の方が赤い色が多いかと思いますが、こちらの方で被害が大きいということもございまして、便益が上がったということでございます。

(委員)

ちょっと確認したいのですが、最初再評価を受けられたときには浦ノ浜だけの計画ですよ。それでこの委員会では再評価で審査したということで、事後評価になったら、再評価に対する事後評価だと考えると、追加でぶろの浜というのが入ってきている。ちょっと今条例を持っていないので分からないのですが、再評価の理由の4番の社会経済情勢の急激な変化等による再評価を実施する必要が生じた事業に、このぶろの浜の追加は当たらなかったのか。今、私が聞いていて、どうしてこんなに増えたのかと思ったのですが、要は、前回の再評価のときと違うプロジェクトに変わっちゃっていて、済んじゃって、完成しちゃっている。しかも2年で終わっちゃっているんで、5年は経っていないのでいいのかもしれないけど、4番の再評価理由に該当していたのと違うかと思うのですが、その辺は事務局あるいは建設事務所の方でどういうふうにお考えになって、再評価を受けずに今回事後評価では追加で入ってきたのですか。

ちょっと筋論になってしまいますが。たまたまぶろの浜が2年でできて、しかもこれだけの便益を生んだので事後評価でもこれで良かったのですが、これ急激な変化だと思います。急激な変化をどこに定義するかなのですが、再評価を前回のような第二伊勢道路とかそういうのと同じように受けてもらう必要があったのかなと。それでたまたま今回は非常に便益が出たので良かったですが、出なかったらこれどういうふうな扱いになったのかという意味でちょっと気になるので、どちらかご説明いただけますか。要は、再評価のときの事業と事後評価のときの事業が、内容が変わっているという意味で、途中で内容が変わり、これだけ大きく変わってくるのだったら、もう一回再評価を4番の理由で受ける必要があったのではないですかという意味です。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

その辺につきましては、過去どういうことでこのような状態になったのかというのが定かではないのですが、ただ、その再評価を受ける時点ですが、平成17年に浦ノ浜の事業が終わって、ぶろの浜・たたきの浜について17年度の途中から補正が入ったと。予定では18年度新規ということでございましたので、17年度に前倒ししていただいているということもございまして、時期的な問題もあったのかなということ、想像させていただいております。

(委員長)

事務局、コメントありますか。

(公共事業運営課副課長)

委員のおっしゃる論点もございしますが、先ほど事務所が説明しているのが現実の結果となっております。一つ観点として、計変対象になるかならないかと

いう観点で、港湾課さん、計変は受けてないのですね。（港湾・海岸課に確認）  
計変を受けてないので。

（委員）

計画変更？

（公共事業運営課副課長）

はい。国土交通省というか国の方ですが、その計画変更対象になっていないので、今回は致し方ないのかなと考えています。通常の場合、国の方が計画変更を求められたときには、評価委員会の結果をもって国の方が予算を付けるということもございましたが、今回は、事務所の方から説明があったように、17年度には国の方は計画変更を求めずに追加の補正で付けることを許可しております。概ね3割増とか金額的な縛りはあって、それ以外につきましては国の方は必要であるということもなかったなので、こういう形で進んでいると考えています。

（委員）

了解しました。つまり、マニュアル上は計画変更には該当しないので、4番の理由にあたらぬということで、再評価はせずに今回入れられたということですね。分かりました。

（委員長）

先ほどの14ページの浸水想定エリアの図ですが、1枚しかありませんが、これはもちろん再現確率50年の波が来たらこうで、工事をやることによってこの色が真っ白になったというので、便益を計っていらっしゃるということですね。

（志摩建設事務所 事業・用地推進室長）

はい、そうでございます。

（委員長）

分かりました。他に何かございませんでしょうか。はい、どうぞ。

（委員）

県民の方のアンケートのところ、県民の方が実感として沖合の堤防が沈下しているという意見があったということですが、これは今回のぶろの浜とかで造られた消波ブロックとかそういうことを、その住民の方はおっしゃっているのかどうかということ、それは感覚的なものであって実際はどうなのかということのを調べられたのか、その沈下というのが想定外なのかということところが、もしお伺いでき

ればお願いできますか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

3番を出してください。これが、ぶろの浜とたたきの浜でございます。離岸堤がこれとこれとここにございました。新しく造ったのがこれでございます。浦ノ浜につきましては、潜堤ということで海に潜っている構造物ですので、堤防が沈下しているということが言われるのではないかと思います。想定するに、今この2基、他の所も含めてですが沈下しているという感覚で見られているかと思いません。

私ども、平成22年だったか、他のものも含めて点検しているように聞いているのですが、大きな変化はなかったということで聞いております。実際に私どもが見たところ、若干離岸堤が少し変化しているのかなというのは見受けられます。今後は、その変化を見ながら、補修すべき時点を考えてやっていきたいと思っております。

(委員長)

よろしいですか。

(委員)

はい。

(委員長)

他に何か。

(委員)

教えていただきたいことがあります。先ほど出ていた14ページの浸水エリアの所でちょっと教えていただきたいのですが、15ページの便益が125億ということで非常に大きな金額で、浸水がなければこれだけのことが助かるということで4.37が出ていると思うのですが、この14ページのメッシュを見て、赤い一番下の2.45~3.45m未満というのが50年に1回はあると見たらいいのでしょうか。この赤い所が50年に1回ぐらい来るのか、黄色い所は低いから、一番下の2.45~3.45m未満の所ですと赤も青も黄色も一気に浸水するという、そういう意味ですよね、この見方というのは。それで、50年に1回はこういうことになるだろうという想定は、どのようにして出しておられるのか教えてください。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

この色分けですが、50年に1回の波浪が来るとこれだけのエリアが浸水しま

すよということでございます。このメッシュについては 50mメッシュになっておりますので、詳細にいくとこの辺の塗っていない所等も出てくるかと思うのですが、これはあくまでも 50mメッシュで地盤高を見て色分けをさせていただいております。ここの水色の分は少し高い部分でございます、50年に1回の波浪来るとこの辺は 45cm 未満の浸水。この赤の部分、この辺は低いということでございます。したがって、ここでは 1.6mという浸水深になるということで、被害が大きくなるということでございます。例えば、ここであれば床下浸水ですが、こちらであれば床上浸水ということで被害が大きくなるという考え方を示させてもらっています。色が濃くなるにつれて。

(委員)

そうですね。ごめんなさい、ちょっと認識が違っていました。赤のときに同時に黄色も全部もちろん高い場所だから浸水するだろうということですよ。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

はい、そういうことでございます。

(委員)

だから、この赤の所というのは、確率が 50年ということは、余程高い波が来たときという想定で、もっと低いときは、赤い所だけちょっと浸水するということもあるのでしょうか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

そういう考え方ではなしに、13 ページ。これが来襲波の確率年の表でございます。10年であれば 9m18cm、50年であれば 10m80cm という波高を基に、この施設の設計をさせていただいております。したがって、50年に1回の 10m80cm という波が来ても大丈夫。これが 11mとなればこれくらい浸水するよということ想定させてもらっています。したがって、10年、20年、30年という波浪が来ても、施設で防護するという意味でございます。

(委員)

分かりました。思い出しました。何を思ったかといったら、20年に1回 9.83m が来ますよ、30年に1回 10.26m が来ますよという意味がここに書いてありますね。想定ですけど。そうすると、50年の 10.80m の1回分だけで計算をなさっているのか、10年に1回 9.18m があるので、ちょっと赤の辺りは当然浸かるかも分かりませんが、それを積んで、次の 20年に1回のも積んで、30年に1回のも積んで、それで 50年のは全体という計算なのか、50年に1回のだけでやってい

らっしゃるのか、そこはどのようなやり方なのでしょう。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

もちろん 50 年の中には、20 年も 30 年も入っております。ただ、規模としましては 50 年に 1 回の波浪が大きいので、その 50 年を対象にやらせていただいております。この 50 年が明日来るかも分かりません。明後日も分かりません。100 年先かも分かりません。これはあくまでも波浪のデータを積み上げた中で計算して出てきている値でございますので、今、統計上で想定される波がこの 10.80m ということでございます。

(委員)

そうしたら、一言で言えば、この 125 億というのは、50 年に 1 回と一応想定されている 10.80m の波の高さが来たときの金額が、一気にここへ計算で乗っていると見たらいいのですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

それが、毎年効果は上がってきますので、1 年ごとの積み上げが 50 年を足して、整備の期間と 50 年後を見て 62 年で、B/C を出させていただいているということです。

(委員)

先ほど 12 年足してとおっしゃって見えましたものね。それぞれの積み重ねで足して行って 125 億。あまりにも金額的に多いものですから、どういうふうに出すのかと思って、ちょっと認識の仕方が分かりませんでした。お願いします。

(公共事業運営課副課長)

1 点確認というか、14 ページにあるのは 50 年確率の浸水エリアを示しているものですよね。これを基に B/C をはじいて、これだけではじいていないということで理解していただきたいのです。これは 10.80m が来たときにはこれだけ浸かりますよという絵で、また計算は計算で、この 50 年だけじゃなくて、他のも積み上げて B/C ははじいているということです。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

先ほどの話ですが、便益を出すのに一般財産、人家・家屋ですが、これに公共土木、それから公益事業というのを合算して出させていただいております。名目の単年度というのが 1 億 6,900 万、公共土木 3 億どれだけということで、これらを 24 年度の現在価値化して 62 年分足すと 125 億ということでございます。

(委員長)

これ洪水でも波でもみんな一緒なのですが、23 ページの表をエクセルで作って、実際は答えがぼんと出てくるのですが、23 ページの真ん中に年平均被害軽減額の表があります。この表で 10 年に 1 回の規模の非常に波高の低い波が来たとします。そのときにどのぐらいの地域がやられるかって、10 年に 1 回だと多分赤の所だけだと思ってしまうのですが、それで幾ら損します。次に 20 年に 1 回が来たとします。じゃあどこがやられるかと計算します。同じようなのを 10 年、20 年、30 年、40 年、50 年とやって、あとは 50 年に 1 回というのは 50 年に 1 回しか来ませんよね。10 年に 1 回って割と来ますよね。その辺重み付けして足し算して。この絵は何もしなかったときの絵であって、50 年に 1 回の対象規模の構造物をつくったら、まったく何も来ない何も被害は無いと考えると、被害が無くなった分が便益になるのでそうして計算します。

ただ、この 23 ページの表を見て私は思ったのだけど、被害額はあまり変わらないです、10 年から 50 年まで。10 年規模のやつが来ようが、50 年規模のやつが来ようが、被害額 100 万円計算でやると 739 から 743 であまり変わらないとは思ったんだけど、それはさておき、そういう計算をやっているはずですよ。

(委員)

ありがとうございます。今の委員長の説明で分かりました。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

すみません。つたない説明で申し訳ないです。

(委員)

あまりに専門的な方過ぎると分からないかもしれません。分かりましたので、ありがとうございます。だから、そういう目でメッシュのマップを見ないといけないのですね。はい、ありがとうございました。

(委員長)

他にありませんでしょうか。

(委員)

堤防を嵩上げしたということですが、嵩上げする前はどれぐらいの高さだったのですか。何 cm 嵩上げしたのですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

堤防の嵩上げにつきましては、ぶろの浜・たたきの浜の方で嵩上げをさせていただいてまいります。浦ノ浜は嵩上げをしておりません。ぶろの浜・たたきの浜につきましては5 m90cm ぐらいの堤防高でして、こちらの方に離岸堤をしても越波が想定されるということで、約 60cm の嵩上げをさせていただいております。当然、嵩上げするときには、前も老朽化が進んでおりましたので、前の方の張りコンもさせていただいているという状況でございます。

もともところこの堤防が若干低くございました。離岸堤なしに堤防だけで対応しようとするすると2 m少々上がってくるということで、こちらの方の眺望もできないということが想定されましたので、もともと前面に離岸堤3基がもう建設されておりましたので、こちらの方で減衰するというので、波を静かにして打ち上げ高を少なくしたいという構想を持って、この事業をさせていただいております。当然、前浜につきましても少しございますが、この前浜の侵食が進んでくるとこの根が洗われて、堤防自体が崩壊するという懸念もございましたので、堤防だけで対応するのは困難だということで、離岸堤と堤防の嵩上げを合わせまして、この事業を進めさせていただいております。

(委員)

それから波向というのですか、波のESE というのはどういうことですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

ESE のSEの方ですが、SEは南東です。波の方向を言っていて、Sが南で、Eが東です。その東寄りということで、東南東という波の向きでございます。波の向きにつきましては、この施設にかかる最大の波がこの方向から来るということで、設計に反映させていただいております。

(委員)

黄色の新しい離岸堤は、なぜ前やらなかったのですか。忘れちゃったのですか。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)

その辺は定かでございます。申し訳ございません。

(委員長)

多分それだけ大きな便益を、B/Cが大きくなる南側を、B/Cだけで考えるのであれば南側をやるのが一番良かったんだと、今から考えると思いますけれども、その当時それは分からなかったんですかね。

(志摩建設事務所 事業・用地推進室流域課)



そうだと思います。実際この離岸堤とこの離岸堤が早い時期にできています。特にこの青い所を含めて堤防の高さを見てみますと、この青い部分がこちらに比べて前浜も無いということですので、約1 mぐらいは高い状況が今でもございます。こちらの方から来る波がひどくて海岸侵食が著しかったということで、この離岸堤2基が早い時期にできたのではないかと想定しております。

(委員長)

他に何かございませんか。それでは、他に無いようですので、海岸事業の評価についてはこれまでとさせていただきます。ご説明どうもありがとうございました。

### 503番 阿曾浦地区

(公共事業運営課副課長)

続きまして、事後評価の審査をよろしくお願いしたいと思います。委員長、引き続きよろしくお願いいいたします。

(委員長)

それでは、引き続き審査を行います。説明の方は簡潔明瞭にお願いいたします。まず、事務局説明をお願いいたします。

(公共事業運営課副課長)

お手元の資料4、審査対象事業一覧表をご覧ください。この表の503番広域漁港整備事業阿曾浦地区でございます。説明は事業主体から事業概要と評価内容を説明いたします。委員の皆さまからの質疑応答につきましては、各事業の説明の後をお願いしたいと思います。事業主体の説明に際しては、一般的な説明を約10分、個別事業について約15分で説明いたします。なお、説明の効率化を図る観点から、予定時間の2分前から2分ごとにベルを用いたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

(委員長)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、503番の事業の説明を受けることといたします。広域漁港整備事業についてご説明をお願いいたします。

(水産基盤整備課長)

三重県農林水産部水産基盤整備課長の平野です。どうぞよろしくお願いいたします。養殖場造成事業の概要について、まずご説明させていただきます。

事業制度について説明させていただきます。水産関係公共事業は、ご覧のとおり水産基盤整備事業と海岸事業になります。このうち水産基盤整備事業についてですが、漁港の整備では漁港の消波施設や、係留施設の整備。漁港区域内に緑地や防災施設などの整備を行う漁港環境整備。そして漁港と幹線道路を結ぶ漁港関連道路などの事業メニューがあります。漁場の整備では効率的な漁業生産のための魚礁、養殖場や増殖場の整備や、汚れた水質や底質の改善を図る漁場環境の保全などがあります。漁村整備では汚水処理などを行う集落排水施設の整備や、漁村の道路、防災施設等などの生活環境の整備を行います。また、海岸事業では、漁港に密接に関係する漁港海岸の高潮対策や侵食対策を行わせていただいています。

事業制度の変遷について、もう少しご説明させていただきます。漁場整備については、平成 12 年度までは沿岸漁場整備開発法に基づく沿岸漁場整備開発事業として実施されました。その後、平成 13 年度には国の予算制度における再編・統合による水産基盤整備事業として実施された後、翌平成 14 年度からは、新たに施行された漁港漁場整備法による水産基盤整備事業として実施されています。この法改正に伴い、漁港漁場事業の推進に関する基本方針が制定され、漁港と漁場の一体に整備する事業制度として、広域漁港整備事業が策定されました。阿曾浦地区では、これまで実施していた漁場整備と、新たに開始された阿曾浦漁港の整備が一体化して実施されたことから、事業名が広域漁港整備事業となっています。

漁場整備の事業内容についてご説明させていただきます。漁場整備はご覧の 4 種類に分けられます。魚礁設置は、天然礁に準ずる礁を造成するために、コンクリートブロックなどの構造物を設置し、主に魚類を対象とする魚礁漁場を造成します。増殖場造成は、投石・離岸堤または干潟の造成などを行い、水産動植物の保護・育成のための増殖場を造成します。養殖場造成は、養殖場を整備開発するため、消波堤の設置・浚渫・作れいなどを行い、水産動植物を対象とする養殖場を造成します。漁場保全は、長年の生活排水の流入で、効用の低下した沿岸漁場の生産力を回復するため、漁場の堆積物の除去・浚渫・作れい等を行い、漁場の機能を回復します。

漁場整備の事例について説明させていただきます。この写真は、熊野灘沖合に設置した浮魚礁の写真です。熊野灘を回遊するカツオ・マグロ・シイラなどを対象として、浮魚礁の周辺に滞留させることで漁業効率を高めます。右上の写真は、アオリイカの産卵礁です。岸沖にアオリイカの産卵場として産卵礁を設置して、再生産のサイクルを助長します。左下の写真は、突堤のある所なのですが、海域の静穏を保ち養殖漁場を確保するために、消波堤の設置を行ったものです。右下の写真は、水質浄化による漁場環境の改善を図るため、藻場の定着できる藻礁の設置による藻場造成を行ったものです。こうした漁場整備は、漁業生産を支援す

る重要な事業と考えています。

それでは、養殖場造成事業についてご説明させていただきます。事業概要は、先ほど概略を説明させていただきましたとおり、養殖漁場を造成するために行う消波施設等の設置・区画施設の設置・海水交流施設の設置・底質改善・作れいおよび用地の造成、ならびにこれらに関連する施設の設置です。事業採択要件は、この事業が始まる平成6年度時点では、計画事業費1億円以上、受益戸数は100戸以上となっています。

続いて、負担区分等については、事業費の負担区分は、国 1/2、県 2/6、その他 1/6 となっており、その他負担は毎年町と漁協が協議して負担割合を決定しています。施設管理については、三重県養殖場施設管理規程により、県と関係漁業協同組合が管理委託契約を締結し、適正な管理を行うこととしています。

最後に、事業実績としまして、三重県内ではこれまでこの3地区において養殖場造成を行いました。なお、新たな養殖場造成については今後予定がないことを申し添え、事業概要の説明を終わらせていただきます。

それでは、事業概要の説明に引き続き、資料番号503番、県営広域漁港整備事業阿曾浦地区についてご説明させていただきます。資料の3ページをご覧ください。なお、先ほどの事業概要において説明させていただきましたように、国の事業名称の都合上、広域漁港整備事業となっていますが、事業内容は養殖場造成を行うものとなっています。

これは南伊勢町阿曾浦地区の位置図です。本事業は、三重県南部、南伊勢町の中央に位置する鰐湾の東側、阿曾浦地先に消波堤を設置し、漁場の造成を行いました。消波堤の延長は350m、造成面積は10haとなっています。

左の航空写真は、阿曾浦地区における消波堤・造成漁場・真珠等の養殖場の位置関係を示したものです。また、右の写真は消波堤の状況写真となっています。施設の管理については、県と関係する漁協とが管理委託契約を結び、適正な管理が行われています。

事業実施の経緯についてご説明させていただきます。阿曾浦地区では、以前より真珠養殖・魚類養殖などが盛んな地域でした。約8割近くの経営体が養殖業を営んでいます。先ほどの航空写真でお示したように、鰐湾の奥まった閉鎖性の高い漁場での養殖が行われていました。このため、病気や赤潮によるへい死を軽減し経営の安定化を図るため、事業費の1/6という地元負担金を担っても、施設整備をお願いしたいとの地元漁業者の意見を受け、関係者と協議を行った上で事業実施をしたものです。

真珠養殖関係の状況についてご説明させていただきます。上の図は、真珠単価の推移を示したものです。いわゆるバブル景気の崩壊後も、平成12年ごろまでは何とか真珠の単価は維持されていましたが、その後、真珠単価は下降傾向となっています。下の図は真珠養殖経営体の推移を示したものです。平成11年ごろ

には、一時的に阿曾浦地区経営体数は増加しましたが、その後は減少傾向となっています。

本事業期間中には、真珠単価の長期的な低迷など社会情勢の変化はありましたものの、真珠養殖業の経営体数の大幅な減少もなく本来の漁場利用がなされていました。また、後ほど説明しますように、養殖場以外の事業効果も認められており、事業としては適正に実施されたものと判断しております。ただ、結果的には、長期的な真珠単価の低迷により漁業経営が耐え切れず、平成 19 年度以降真珠養殖の経営体数は年々減少し、現在は養殖漁場としては補助的な利用にとどまっています。

事業の効果についてご説明させていただきます。本事業は平成 7 年度に着工し、平成 18 年度までの 12 年間実施し、全体事業費は 46 億 8,600 万円でした。費用対効果は、総便益額 80 億 6,300 万円に対し、総費用額が 77 億 3,000 万円となり、B/C は 1.04 となっています。貨幣化した主な直接的効果項目は、真珠母貝生産効果・イセエビ等水産生物の増産効果・海藻類の水質浄化効果・釣り筏の設置による遊漁利用などがあります。また、貨幣化できない効果としては、消波堤背後の海岸や他の漁場施設の防護効果などがあります。間接的に生じたと考えられる効果としては、マダイの種苗放流場所としての活用や、カジメ場が形成されたことによる海藻種苗の供給場所等として活用があります。

これは、水産庁の「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」に基づいて算出した便益の評価項目および便益額になります。最も高い便益額は、消波堤および漁場造成における生産効果として、真珠・イセエビ・アワビ・サザエ・魚類などの生産増加分を計上しています。次いで漁業外産業への効果として、先ほどの生産量の増加に伴い流通などに影響する効果を計上しています。また、消波堤にカジメ場が形成された結果として、カジメなどの海藻類による水質浄化効果を計上しています。このほか、真珠母貝生産コストの縮減効果、真珠単価の向上、遊漁利用による効果を計上しています。

幾つかの具体的な事業の効果について説明させていただきます。まず、前回 10 月 22 日の概要説明時において、委員からご質問いただきました水産物生産コストの削減について説明させていただきます。整備前は、真珠養殖に使用する母貝を県外から購入していましたが、整備後には、漁場造成により地区内で真珠母貝の養成ができるようになり、県外からの母貝購入が不要となります。このため、この購入分の県外真珠母貝業者の生産利益を削減額としています。これは約 232 万貝分の生産利益相当額であり、約 3 億 8,300 万円を便益として計上しました。

この写真は、ブロックに生育したカジメ周辺を遊泳するメジナの写真です。カジメなどの海藻類や魚礁としても利用されるブロックは、水産動物の餌場となったり外敵からの隠れ家になるなど、水産動物の保護・育成場としての効果が発揮されています。前回、委員からご質問いただいた生産に与えた効果については、

イセエビなど水産動物については生産増加額を便益額として計上しています。また、真珠生産については、生産性の向上により経営体当たり生産量は約1割増加したことから、この増加額を便益額として計上し、これら総増産額は41億1,500万円となりました。

この図は、前回委員からご質問いただいた真珠の単価向上についての考え方を示したもので、漁場造成の前後の県真珠単価と地区真珠単価およびその差額を示したものです。漁場の造成により、真珠単価はグラム当たり32円差額が縮まりました。全国や県の真珠単価そのものは低迷傾向ですが、地区単価は維持されていることが確認されており、総便益額は3億6,600万円となっています。

この図は、イセエビの産地単価と消費地単価およびその差額を示したものです。単価差はキログラム当たり760円となっています。この差額は、経費を含めた流通業者等の利益に相当します。前回、委員からご質問いただいた生産量の増加効果と漁業外産業への効果の違いは、現地での直接生産効果が漁業者の生産量の増加効果であるのに対し、その増加分の流通業者への影響効果が漁業外産業への効果となっています。具体的には、イセエビについては、こうした単価差に1年当たりの生産増加量約5,300kgと流通の利益率を乗じた額を便益額として計上するとともに、他の魚類についても同様の計算を行い、総便益額は16億1,200万円となっています。

この写真は、消波堤のブロックに生育したカジメの写真です。海藻類は海水中の窒素やリンを吸収する水質浄化効果があり、長さが1.5m程度まで成長するカジメには、1kg当たり20.5gの窒素が、また2.2gのリンが含まれています。そこで、海藻類に含まれる窒素・リンの含有量を、下水道事業によって処理した場合の費用に換算して算定しています。海藻が繁茂している消波堤の面積17,500㎡に、1㎡当たり4kgとして計算すると、年間処理量は窒素が約1,435kg、リンが154kgとなります。窒素とリン除去量をそれぞれに、下水道処理費用19,605円/kg、105,170円/kgを乗じて、年間4,433万円の効果となり、総便益額12億3,000万円を計上しています。

事業効果の算定には計上していませんが、間接的に生じたと考えられる効果は、まず消波堤背後の海岸や漁場施設の防護効果です。また、先ほどご説明させていただきましたように、カジメ場などには水産動物の保護・育成場としての効果があり、このため消波堤周辺海域ではこうした効果に着目し、小型のカサゴ・マダイ・ヒラメ・アワビなどが放流されるなど、種苗放流場所として活用されています。また、阿曾浦地区においても藻場の減少が課題となっています。このため、漁業者が環境・生態系保全活動組織を設立し、藻場拡大などの取り組みを行っており、投入するブロックに母藻を付けるため、消波堤に形成されたカジメ場はこうした母藻の供給場所としても活用されています。

これは先ほどご説明させていただきました種苗放流の場所、藻場の分布、環

境・生態系保全活動の範囲を示した図です。消波堤を設置した場所ではカジメ場が形成され、マダイなどの小型魚の放流や保全活動が消波堤周辺海域で行われています。このように、消波堤周辺海域は、地区の漁業を支える重要な場所となっています。

造成した漁場の利用状況等について、アンケート調査を実施しました。前回、委員からご質問いただいたアンケートの対象者については、阿曾浦地区の全漁業者を対象としています。今年の8月に調査票を配付し、47名から回答を頂き、その半数以上は真珠または魚類などの養殖業者の方となっています。調査項目の考え方ですが、最初に回答者の営んでいる漁業種類について確認を、2番目に造成漁場およびその周辺海域の利用程度の把握および利用した意見について確認する項目を設定しました。

調査項目の続きですが、3番目の調査項目は施設整備による地区の漁業者への変化について確認をしました。4番目には消波堤施設の有効利用方法についてを確認し、5番目には、今後の利用施設等を含め、阿曾浦地区の活性化の方向性についてお聞きすることとし、合計5つの調査項目を設定しました。

アンケート調査の結果についてご説明させていただきます。まず、「新しい漁場およびその周辺利用について」と尋ねたところ、47名中34名が利用した結果について回答があり、「魚礁として効率的に操業できた」との回答が最も多く、次いで「思ったよりも波が穏やかだった」など、消波堤周辺海域が利用されていることが分かりました。一方、3名からは「思ったよりも波がきつかった」との意見もありました。次いで、「阿曾浦地区の漁業の変化について」と尋ねたところ、「イセエビなどの根付き資源が増えた」との回答が最も多く、「波が穏やかになり、安全性が向上した」など、漁場として評価されていることが分かりました。1名からは、その他の意見として「この漁場に集中し、他が減少したため、プラスマイナスなし」との回答もありました。

続いて、「消波堤施設の有効活用方法について」と尋ねたところ、「刺し網、釣漁場として期待」との回答が最も多く、次いで「藻場として期待」、「遊漁施設として期待」、「種苗放流場所として期待」など、先ほど事業効果についてご説明しました内容のとおり、今後の漁場利用については引き続き回答された利用に期待が寄せられています。最後に、「阿曾浦地区の活性化には、何が必要か」と尋ねたところ、「若手漁業者の確保・育成」との回答が多く、次いで「漁場環境の改善」などの意見があり、高齢化する漁村を支えていくには、若手漁業者の確保・育成と、漁業を支える漁場環境の改善が重要であることが分かりました。

今後の漁場利用についてですが、現在、造成漁場は刺し網・一本釣漁業の他、藻場や遊漁などで利用されています。本来の利用が見込まれた養殖漁場としては、いつでも利用できるよう基本施設は設置されていますが、補助的な利用にとどまっています。造成漁場の今後の利用については、引き続き現在の利用方法を中

心に、その時々々の社会経済情勢や漁業生産動向等を見ながら、さらなる漁場の有効利用を進めていきます。

阿曾浦地区に対する今後の取り組みとしまして、三重県水産研究所では、真珠養殖を復興するために、より高品質な白色系真珠や、病害等に強くへい死しにくいアコヤガイの生産技術開発などを行っています。また、阿曾浦地区では、水産業普及指導員や水産研究所の指導の下、平成9年にはイセエビを対象とした資源管理計画を策定し、県漁業調整規則で規制されている漁獲サイズの引き上げや、漁期の短縮による資源管理に取り組んでいます。アワビ等の海女漁業やタコかご漁業等、その他の漁業についても自主的に漁期の設定や漁具数の制限等の資源管理を行い、資源の増大に努めています。さらに平成21年からは、くまの灘漁協藻場干潟保全連絡協議会を組織し、漁業者約30名が参加して海藻の母藻設置や食害生物の駆除等の活動を行い、藻場造成に取り組んでいます。県としても、水産業普及指導員等が中心となって、これらの活動を積極的に支援していきたいと考えています。

最後になりますが、この写真は、阿曾浦地区で環境・生態系保全活動を行っていただいている皆さんです。こうした皆さんとともに、より豊かな漁場づくりに取り組んでいきたいと思っております。以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。それでは委員の皆さん、この評価が妥当かどうかについて、審査していただきたいと思えます。何かご質問・コメント等ございましたでしょうか。

(委員)

事業評価書の1ページの所で、事業の目的が新たな真珠母貝養殖漁場の造成を目的としましたというのが目的です。それに対して次の2ページの所で、漁場利用は病症害等の発生に対応するため、予備的な利用にとどまっています。現段階です。そうすると、つくられた側としては、当初の目的とありましたが、その目的に対しては達成したと評価されているのか。先ほどのB/Cは一応1.04でクリアできましたが、その事業の目的として、これはどのように現段階で評価されていますか。

(水産基盤整備課)

平成18年ごろまでは、阿曾浦地区自体は、真珠養殖の経営体もほぼ減らない状態ですと進んでいたのですが、その後真珠の状況がだいぶ悪くなっていく中で、今現在は、造成した漁場自体はなかなか漁場として利用されていないところ

ではあるのですが、赤潮とか病害等が発生したときには、予備的な漁場としていつでも使える状態にあるということで、そういう意味では真珠漁場にも地元地区の真珠業者さんに安心を与えるというか、いつでも何かあったときにはそこに避難できるということで、そういう意味で役立つことができるということにはなっていると考えています。

(委員)

ただ、そのところで、病症害の持ち込みが危惧されるため他地区からの真珠養殖施設等の受け入れは行っていませんということで、これは阿曾浦地区の先ほどのエリアを見せていただきましたが、あその関係の方だったらここへ移動してきていいわけなのですか。

(水産基盤整備課長)

そうです。

(委員)

それともう1点、ブロックの関係で作業船の排気ガスを抑制すると書かれているのですが、従来の作業船は規制が全然無かったですね。一次規制、二次規制というのですか。最近のやつは二次規制とか、そういう対応型が出てきましたが、和歌山県の港湾業者の方などは、環境対策としてA重油の硫黄分の含有量の少ないやつを使ってみえるのですが、三重さんはどういうふうに指示はされているのですか。

(水産基盤整備課長)

ちょっと指示というのは特に出していません。A重油を使ってくれとか、B重油にしてくれとかという指示は出してないのですが、今、総合評価というのでありまして、建設業者さんの方から、低騒音であったり、環境にいいような起重機船、燃料を使っていくという提案をされることはあります。

(委員)

それは環境対策の方で評価点はカウントされるわけですね。

(水産基盤整備課長)

評価点というか、総合評価提案資料の中で書かれていて、それを委員の方が評価することがあります。

(委員)



ありがとうございました。

(委員)

このカジメというのは食べられないのですか。

(水産基盤整備課長)

カジメは、アラメとかカジメとか、こういう平べったい海藻なのですが。

(委員)

アラメは食べられるのに。

(水産基盤整備課長)

アラメはあらめ巻きとかそんなので、神島とかで。

(委員)

カジメは食べられないのですか。

(水産基盤整備課長)

あまりカジメは。

(委員)

草というか、要らないものじゃなくて、でも役に立つのでこれを植えられたわけですね。

(水産基盤整備課長)

植えたというか。

(委員)

これは自然に生えてくるものなのですか。

(水産基盤整備課長)

そうです。近くにあるやつが自然に移って行って、繁茂している状態です。

(委員)

でも、これすごい効果があるとか、いいことばかり書いてあるんだけど、これ全部してあったら、伊勢湾ずっと全部あったらいいのには思うのですが、それもできないのですか。

(水産基盤整備課長)

細かく言わせてもらおうと、カジメとかアラメというのは外洋性なんです。それで伊勢湾というのが内側ということで、アマモとかそっちの方が主です。だからカジメが伊勢湾にというのはなかなか無いです。母藻は出て来るのですが、それが定着しないとか、食害、食べられてしまったりということで、今それが少なくなってきました。

(委員)

魚が食べる？

(水産基盤整備課)

ウニとかが食べます。藻場造成自体も、うちとしても重要な事業であると考えていまして、伊勢湾内とかだと、こういうアラメ・カジメとかではなくて、アマモとかの海藻が生えやすい環境にありますので、そういうのが生えやすいような事業を行っていたりします。外洋の方では、こういう平べったいアラメとかカジメとかの海藻とか、あと温度とか波とかの関係で、その所々で生えやすいような種類があります。もうちょっと尾鷲とか南の方へ行くと、ホンダワラとかそういった海藻を生やすということで、その地域地域に応じた藻を増やすということで、ブロックを投入したり、そういう事業をさせていただいております。

(委員)

そんなにいいものだったら食べられたらいいのにね。そんな研究は三重大ではしないのですか。

(水産基盤整備課)

アラメなんかは食べられるので、食べたりもあるのですが。あと、アカモクとかホンダワラは、三重県では食べたりしないのですが、東北の方だと結構ぬめりとかがあっておいしいということで食べたりしているような所もあって、三重県でもちょっと食べられないかということで、今は志摩市が食用にならないかと、取り組みをされていると聞いております。

(委員)

ありがとうございます。

(委員長)

今のが、便益でいうと藻場の増加による水質浄化というところだと思いますが、

そこ非常に大事なところがあるのでちょっと伺います。今の話だと食べないんですよね。刈り取るのですか。刈り取らないですよね。そうすると、吸収したものは全部体内に持ったままそこに生えているわけですよね。よく森林植えてCO<sub>2</sub>が削減できると言っている人がいますが、あれもCO<sub>2</sub>がどンドンどンドン木の中に入って、それをそこに置いておくといずれ燃えたときにはまたCO<sub>2</sub>が出てくるというのと同じで、このカジメも中にたっぷりリンと窒素が入っていると、窒素とリンを持った爆弾と同じで、そこに並んでいるわけです。それをもって水質浄化と計算するのは、本当はこれ刈り取ってどこかに持っていかないといけないという気はしています。そこのあたりは腐らないと。腐ったら、多分そこからまたリンと窒素がどっと出てくるので、どンドンどンドン無限に増殖して大きくなっていくという計算をされているのですか。

というのは、後ろで水質の効果がものすごく数が大きいので、そのあたりどういふふうに水質浄化をしていると計算されているかに、かなり影響があると思います。

(水産基盤整備課長)

委員長言われるように、実際、その時点で見ただけで、永久的にずっと増えていくという考え方になってしまっているということで、計算はさせていただいています。

(委員長)

あまりよろしくないと思いますけど、仕方がないかと思います。

(水産基盤整備課長)

どうもすみません。

(委員)

便益の評価のところですが、地域産業の活性化で漁業外産業への効果の所ですが、他の流通業といったらどういう業者のことですか。加工業とか？ ちょっと具体的に、かなりこれも効果が高いです。

(水産基盤整備課)

加工というか、仲買さんとかが、漁業者さんから買って消費地で売るときの効果です。買って持って行って消費地で売るまでの利益を、一応便益として見させていただきます。

(委員)

結構仲買業者というのは高いように思います。どっちかという、生産者の方の漁業者に、利益が回っていくような形にね。

(水産基盤整備課)

漁業者の方の利益は、それはそれで便益として計算させていただいております。

(委員)

この金額を見ていると、こちらのためにやっているような感じがします。

(水産基盤整備課長)

仲買さんも、揚がってくる水産物を消費地へ持って行って販売するというのは、魚とかはなかなか腐りやすいものですのでかなり努力していただいています。そういうことで利益を出していただいていると思っています。

(委員)

私は漁業じゃないですが、流通の中のパイプを短くするとかそういった形のもので、これからものづくりとか漁業者とかにあると思いますので、そういう形のいろいろな援助をお願いしたいと思います。

(水産基盤整備課長)

委員、おっしゃっていただくような流通の間ということもあって、今消波堤を管理していただいている三重の外湾漁協というところがあるのですが、そこに対しても公共ではないのですが、非公共という事業で、移動販売車に国から補助してもらい、少し県が補助させていただいているようなことで、三重県中部にあるドライブインとか、近くのスーパーとか、そういうところに移動販売車で来てもらうようなことも考えてはいます。今回ののは、生産量が増えたことによる漁業者さんの効果と、その生産量が増えたことによってそれを幾らかで売っていただくということで、利益率を経費を引いたところで、その地区に住んでみえる流通業者さんもちょうと儲かっているということです。

(委員)

もう一回すみません。そうしたら、事業評価書の1ページのところで全部減っているような書き方をされています。真珠生産量も減ったし、属地陸揚量も減ったということで、当初の計画時に比べて20年の段階ですね。それが反映された今回の評価になっているのですか。それで1.04ということで、当初だったらもっと高かったのですか。

(水産基盤整備課長)

はい。当初からだいぶ減ってはおります。だいぶ低くなってしまっはてはおります。

(委員)

これを止めるためには、どういう対策を取られているのですか。

(水産基盤整備課長)

社会情勢の変化というのがある、なかなか真珠は、単価が下がっていますが、県の単価の下がりよりも阿曾浦の単価は割と下がってないです。だけど、真珠が売れるようになったらということに対しては、他の水産普及員とかそういうところを含めて、白色真珠のことを研究させていただいたり、そういうことをしてもらっています。高品質でやっていく、真珠の程度を上げていくというのは、水産研究所でやらせてもらっています。

それともう一つは、やはり資源量というのがあります。目的は最初は違いましたけど、消波堤でいい方向に行っていると思って、そういうことをきっかけに、資源量の規制といいですか、みんなで分け合っていこうじゃないかという規制を、あまり捕り過ぎないように規制をかけていくことがあります。

それと、一番最後で大事なのが、自分たちで今まで捕ってしまっはてということもあつたのですが、今漁師の方はみんな、昔、うちっこといって1個ずつ石を入れて囲っていったように、例えば答志島でしたら、天皇杯なんかもらうように、白書に載るように、ちょっとずつ自分らで潜水士の免許を取ってやっていくとか、この阿曾浦でも、最後の写真にもありましかたの灘漁協藻場干潟保存協議会という、そういう方がみんなで藻場を増やしていこうじゃないかと、そういう行動をしていただいています。

行政でいうと、公共的なのはそれほど入れさせてもらってないです。しつこくなりますけど、真珠の生産・品質を上げていく、規制をちゃんとかけていく。それと、皆さんがやっていただいていることに協力して、一緒に海に出させてもらったり、そういう小さなこと、小さなことといつたらあれですが、そういうところからです。

(委員)

2～3点教えてください。まず、最近赤潮が大規模に発生したということをおまり聞いたことがないので、今回事後評価ということもあるのですが、最近21世紀入つてから、あまり赤潮、三重県ではそう発生してないですか。1970年代後半から80年代にかけて、伊勢湾でも夏場にも潮干狩りができないくらい赤潮が発生したりして、私ら子どものころによく赤潮だから御殿場海岸に行つたら

あかんよと言われたことがあったのですが、最近はそういうことをまずあまり聞かなくなったのは、やはりこれだけ海岸が整備された結果だと評価していいのかどうかということ、まず教えてください。

2点目は、先ほども言われましたが、真珠ですが、今回、三重県出身の国民栄誉賞をもらったオリンピック選手の方も、金色の真珠が欲しいと言われて、国民栄誉賞の副賞はそれだったのですが、でも、金色の真珠は実は三重県産じゃなくて外国産だった。三重県の企業が代理店をやったというのでいいのかもしれないですが。そういう意味で代替産品といいますか、現実には今の真珠産産がちょっと衰退気味だということで、さらに真珠以外の部分でどういう代替産品等を出荷されているか。先ほどイセエビというのもありましたが、イセエビ等、それ以外に何があるのか。特に外湾の部分と見てもいいのかもしれませんが。

それから、3点目、2.5点目になりますが、この地域というのは、ご存じのように長島高校が廃校になり、南勢・南島・度会3校が1校になって南伊勢高校になるぐらい若年層が大幅に減少している地域です。その地域の中で、担い手の育成というのはどうなっているのかを、もうちょっとお教えいただきたい。というのは、第一次産業、農業・林業・水産・漁業とありますが、農業と林業については兼業がしやすい産業だと私は考えています。ただ、水産についてはなかなか兼業がしにくいので、担い手を作り出していつかつ水産だけで生活していくのが難しい産業かと考えています。その辺の担い手ということがこれからポイントになると思います。ちょっと担当部署が違うかもしれませんが、林業でよく言われる三重の林業とか、担い手育成等いろいろ教えてもらっていますので、それに対応した形で教えていただけますか。

(水産基盤整備課長)

まず、赤潮についてですが、目に見えた赤潮が少なくなってきています。薄飼、密殖じゃないような飼い方になってきているというのがあると思います。ですが、今年も英虞湾の方で公共的な仕事をさせていただく中で、ヘテロカプサというのが、遠目できれいなのですが1,000以上増えていて、真珠業者の方は心配されていて、1カ月近く工事も止めさせていただいたりしたときもありました。だから、目に見えないけど、赤潮というのはいつも危険を持っています。ですが、それは薄飼いと、公共的にもこういう藻場のこと、浚渫、土を掘らせていただいたり、そういうことでちょっとは良くなってきていると思っています。

それと、真珠についてですが、真珠に替わる代替産品はどうかということで、内湾になるのですが、のり三姉妹とか、先ほど出たアカモク。あれも志摩市がやっています。食べられないようなものを、努力して何とかならないだろうかとか。お好み焼きなんか振ったりする青のりなんかとか、草が違うすじ青のりとか、ちょっと種類の違うやつなんかをいろいろヒジキなど。今回も、南

伊勢町の方ではヒジキを何とかできないだろうか、三重大の先生とやらせていただいたりしているのですが、これといった産品に結び付いたらいいなと、今、水産研究所を含めてやらせてもらっています。

もう一つ、若年層、特に外湾中心に言っていたのですが、三重県で増えている所が2つあります。1つは答志島、やっぱりお金がいいです。よく儲かるというか、僕も大好きな所です。もう1つが、赤須賀といって桑名の所ですが、ここはハマグリとかその種苗を生産されています。漁師というのは、堀栄丸のこともあります。危険が伴う仕事なのですが、うまみも多いと思います、自分ら見ていて、じゃあ自分もやってみたらどうか？という、とても出来ないところもあるのですが。赤須賀なんかでは、ある程度養殖的な管理をちゃんとしている干潟がありますので、そこから収入が揚がってきて、どんどんどんどん若者が増えています。

それで県としても、今、外湾の方については、尾鷲にある早田と、ここの志摩市ですが甲賀という所がありまして、こちらが畔志賀、そして早田。テレビでも出たのですが、割と漁師の業界って排他的なのですが、大阪の人などに来てもらったりしています。漁師塾なんかをやりまして、いろいろな漁業をする支援を、県としてもさせていただいています。要は、地元の人をお願いして塾を開いたりさせていただいたりしています。やはり3人、4人、10人ぐらいのまだそんな感じです。収入上げるのが一番いいんですけどね。

(委員)

分かりました。答志島は、確かこの公共事業でも一回、漁港整備で人口が増えているという話があり、テレビのお見合い番組があって、そのときにたくさん結婚されて、その結果、お子さんがいっぱい増えてというのが報告されたことがあって、それを思い出しました。先ほどもありましたが、担い手が無かったら、利用が減っているということなので、人がいなくなったら事業の意味が無く、その点は教育委員会と相談してもらった方がいいぐらいの話なのかと思います。事業効果発現のためには、担い手がいないと意味無いので、よろしくお願いします。

(委員)

スライド11に真珠単価平均が載っていて、32円差が縮まったというところですね。結果的に確かに平成11年から15年のときに、県単価と地区単価の差が130円だったのが、23年のところを見ると98円の差になっているから、32円差が確かに縮まって、これを便益とする。そういう考え方を入れていっていることはよく分かるのですが、結局、三重県として考えた場合は、こちらの単価、この地区としては良かったかも分からないけど、左と右を見たらもうまったく半分ぐらいの真珠の単価になっているじゃないですか。ですから、いろいろと整備していた

だき、公共事業としてお金をかけたことが、世の中の情勢も変わってきてなかなか真珠を買われる方も少なくなってきたときに、この県単価と地区単価の差が32円になったので3億6,600万円便益だということが、寂しく空虚に響いてきます。便益がこれだけあったというのが、こんなこと喜んでいて、それで自己満足していいのだろうか。もっと真珠をたくさん売り出していかないといけないということ。

ゴールドの真珠を国民栄誉賞で差上げたというところでもありましたが、ブランド名を聞いて一緒と思っていたのですが、デパートとか銀座にもあるお店と、真珠島では会社が違うとかいうことを聞いて、私は真珠買うならそのブランド名が付いていれば、三重県のためになるかと思って買ったことあるのですが、名古屋で買ってそのブランド名だからいいかと思ったら、会社が違うというのであらがっかりと思うのですが、そういう経路とか、例えばせっかくできた真珠を、いろいろな加工業者さん、それから宝石なんかをいろいろ加工してデザイン良くして売っていらっしゃるところがあると思うけど、そういうところに高品質の真珠を作っておりますという動きというのは、この業界の方々が一生懸命今もされているとは思いますが、動きはどんなふうなのか、参考に教えてください。

32円減ったからといって、全体が減っているのにこれいいのだろうか、もし何か分かっていることがあれば教えてください。ちょっと心配しています。国民栄誉賞で華々しくみんなが真珠を買いにいったらいいですが、前のなでしこジャパンのときは、お化粧をするときの筆がものすごい購買量で、全国から注文が殺到したそうです。広島の方のお化粧の頬紅とかを塗るときの筆があるのですが、すごく柔らかい。それがものすごく売れたということを知っていました。だから、いろいろなことが三重県の真珠とか漁業の全体の益になればいいのになと思いつつ、何かいい策を練っていらっしゃるのかどうか、参考に聞かせてください。

(水産基盤整備課長)

東京のそのブランドがあそこの三重のブランドと違うということも知らなかったぐらいで、本当に申し訳ないです。真珠については、先ほどの水産研究所なんかで白色真珠というのを一生懸命やらせていただいています。バッチを付けている知事を見ていただいても分かりますが。

(委員)

真珠を付けている。

(水産基盤整備課長)

そうです。あれをしてもらったり、本当に小さなことかも知れないですが、ソフトの方をちょこちょこいろいろ一生懸命考えてはいるのですが、まだ自分ら



の力不足でうまく行っていない状態です。

(委員)

いいえ、参考に聞きたかっただけですので、ありがとうございます。

(委員)

私は、三重県という県はすごく海岸線が長いので、特に海岸沿いの漁村というところは、人数が減ったからといって切り捨てるようなことは絶対できないところだと思うのです。その中で、今真珠の単価のお話もあったのですが、確かに平均で 500 円とかになっちゃっているのもあるのですが、21 年ぐらいから上がっているじゃないですか。ちょっと最近聞いたのは、高知の方だとサンゴなんかの値段がすごく高騰していて、中国との関係で、ちょっと今中国が微妙ですが、私も観光もやっているの、観光とかでも話ししているのは、今めどは立たないけど、一旦中国との交流がもう一回再開すれば一気に来るといのが分かっていることなので、ということで観光も諦めることなく、そのときが来るまで付き合っていこうということでやっています。

恐らく水産もなかなか国内需要は難しいと思いますが、これから国際的なところもあって、ちょっとそういうのがあって、多分 21 年ごろから上がりかけて、もしかしたら落ちているかも分からないですが、そういうことを考えると将来性が少しあるのかなと思うと、戦略的なことも考えていただくと若い方々の励みになるんじゃないかというので、多分そういうことをしておられるのかということと。

もう一つ、海藻の話ですが、先生、爆弾というお話もありましたが、実際昔はもっと藻場が多かったんだと思います。今現在、伊勢湾を囲む愛知県と三重県と静岡とか和歌山もありますが、和歌山に行くとちょっと海藻減ってくる部分もあるのかな。そんな中で、三重県というのは、実はすごく藻場が多いというのがあって、結構環境省とかは、炭素の固定というので森林ではすごくされていると思います。私なんか夏とか潜っていると、海藻からぷくぷくと酸素がすごく出ているのが毎回見えているんですよ。それがお客さまにしてみたら、単なる海藻ではなくて、地球の壮大な循環みたいなのところに感動していただいたりもできるのですが、そういう酸素の固定とか酸素の排出量の売買というのが、将来もし考えられるのであれば、その日のために藻場を造成していくというのは、単なる食べるという話ではなくて、さらなる便益とかにつながるのではないかと思います、その辺はいかがですか。

(水産基盤整備課長)

ありがとうございます。まったく自分の考えを言っていたという感じで

す。水産については、拠点漁港というか、一つの所にお金を入れていって、その集落も集まってきて、そこに入れたらいいじゃないかという考え方もあるのですが、やはりその土地土地に住まわれている、そんなに今みたいに潤沢に公共事業を入れられるようなことではなしに、機能保全・健康診断、人間ドックしてもらいたいな感じでちょっと予防保全をしていって、ちょっとずつ直していって、その代わり贅沢には直さないけど、尺に合ったというのですか、そういうことで事業も入れていくというような、港の整備については、そんな考え方です。これはちょっと例外なのですよね。昔のバブルのときから、平成7年からやっているような事業です。そういう考え方で予防保全をしながらやっていく。もう一つにまとめるのではなしにという考え方です。

もう一つ、海藻についてはまったく委員言っていただくとおりです。海藻があることによってすみかになる、餌場になる、自分らも食べられたりすることも含めて、海藻が三重県でも、50年ぐらい前からいうと4～5割減っている。数字は申し上げられませんが、すごく減っている中で、今一生懸命、増やしていきたいと思っています。僕らもそうですし、漁業者の方もみんなそう思ってみえます。まったく一緒の考えです。

(委員)

質問です。この便益額は平成7年から18年度の分についての金額なのですか、総便益ですか。

(水産基盤整備課)

耐用年数のある期間ということで、30年間で計算させていただいています。

(委員)

そうですか。それから、地元負担金の1/6の事業費を払ったのは漁協なのですか。

(水産基盤整備課長)

当時の南島町、今の南伊勢町と漁協で、割合は相談してもらいながらという感じで、漁協さんはだいたい1.7～5%ぐらい負担していただいて、あとは町が出していただいている、そういう負担割合で事業させていただいています。

(委員長)

では、時間もだいぶ過ぎていきますので、この辺で広域漁港整備事業の質疑は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。今から5分ぐらい休憩を取ってもよろしいですか。では、5分休憩を取った後に広域農道整備事業をお願い

いたします。

( 休 憩 )

504 番 ほくせいなんぶちく 北勢南部地区

( 委員長 )

それでは、広域農道整備事業についてご説明をお願いいたします。

( 公共事業運営課副課長 )

それでは、お手元の資料 4、審査対象事業一覧表をご覧ください。この表の 504 番広域農道整備事業北勢南部地区でございます。事業主体から事業概要と評価内容を説明いたします。質疑応答につきましては、各事業の説明の後にお願いしたいと思います。事業の一般的な説明を約 10 分、個別事業について約 15 分で説明させていただきます。先ほどと同様に、予定の 2 分前から 2 分ごとにベルを用いたいと思いますので、説明者の方、よろしくをお願いいたします。

( 農業基盤整備課長 )

農林水産部農業基盤整備課長の西村でございます。よろしくをお願いいたします。まず、事業の概要説明でございますが、お手元の事業の一般的な概要説明資料というものの方で、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず、めくっていただきまして、目次がありまして、農道整備事業の概要があります。さらにめくっていただきますと、農道事業の概要があります。まず 1 . 農道についてですが、この辺はちょっと省略させていただきまして、2 . 農道の種類です。農道には、基幹的農道・ほ場内道路・地域内農道があります。前の図面はイメージ図ではあるのですが、ちょっと分かりにくいかもしれません。今回の広域農道は、その中の基幹的農道に該当いたします。

3 . 農道事業の目的です。これの 4 行目のところに、農道事業には、複数の市町村にまたがり物流の基点となる農道を整備する広域農道整備事業（広域農道）というのがあります、ということで、今回はこの広域農道になります。少し下の方の（1）広域農道ですが、広域営農団地整備計画における団地内の農道網の基幹となるべき農道の整備と定義付けられておりまして、受益面積が 1,000ha 以上、総事業費 20 億円事業、車道幅員 5 m 以上と規定されております。

次のページ、上の方に表がありますが、4 . 農道事業の負担区分です。広域農道につきましては、国が 50%、県 35%、市町 15% となっております。

次、ページめくっていただきまして上から 5 行目になりますが、6 . 農道の構

造でございます。基幹的農道、この広域農道ですが、これは原則といたしまして、設計速度、横断面、これは車道の幅員とかそういったものです。それから線形計画などにつきまして、主な計画事項につきましては道路構造令に準拠して行っております。これは国道とか県道をつくるときに使われる基準です。

7. 計画交通量です。農道の計画交通量は将来目標時の交通量を表しております。計画農道交通量と計画一般交通量の2つから成り立っております。この辺は省略させていただいて、最後の8. 関係法令、下の方です。広域農道・基幹農道・一般農道ですが、これは土地改良法に基づき実施する事業です。土地改良法事業に基づき実施する事業は、事業計画の策定あるいは事業計画の重要な変更のときには、受益者の2/3以上の同意が必要となるという決まりがございます

続きまして、費用対効果の算定についてですが、めくっていただきまして、農道の効果です。上の方に(1) 農業生産向上効果があります。その中の(1) - 1 品質向上効果、その中の1 - 1の荷痛み防止便益というのがあります。これは道路整備により、運搬時の荷痛みが軽減されることによって、農産物の品質が向上する。痛まないよという効果でございます。

それから、ちょっと下の方に(2) 農業経営向上効果。その中の(2) - 1に、営農走行経費削減効果。それから(2) - 1 - 1に労働時間短縮便益があります。この労働時間短縮につきましては、道路整備がされることによりまして、営農に係る車両の走行時間が短くなりますし、また、車両が大きなものに替えられるということで台数が少なくて済む。その分の労働時間が短縮されるという効果です。

それから、ちょっと下の方に行ってくださいと(2) - 1 - 2 生産経費節減便益があります。これは先ほどの人件費に対しまして、営農に係る車両のランニングコストで、燃料費が安くなったり、オイル代・タイヤ損耗費・整備費というのが少なくなるという効果です。

それから、次のページ(3) 生活環境整備効果があります。(3) - 1に一般交通等経費節減効果。(3) - 1 - 1でアクセス機能向上便益です。これは道路整備によって短縮される、先ほどは農業効果でしたが、これは一般交通の移動時間に対する人件費とか、あるいは同じようにランニングコストといったものが減少するという効果です。

それから、真ん中少し下に(3) - 1 - 2 交通事故減少便益があります。これは道路整備によりまして、交通事故が減少することで発生する効果です。その少し下に(3) - 2 交通安全向上効果です。これは社会的要請によって設置された安全施設、こういったもので安全性が向上するという効果です。今回の道路の中でも一部利用されております。

それから、下の方の(4) 地域資源保全・向上効果ということで、農道整備に伴い文化財発掘調査が行われました場合、そのための効果ができるということで示しているものです。

以上につきまして、事業の方の説明を終了させていただきたいと思っております。引き続き、評価審査の方をお願いしたいと思います。広域農道整備事業北勢南部地区、通称フラワーロードと呼ばれています。今後、フラワーロードでご説明させていただきたいと思っておりますが、この事後評価の概要説明です。この事業は、平成18年度に事業完了いたしまして概ね5年が経過したことから、三重県公共事業事後評価実施要綱第3条に基づいて事後評価を行うものでございます。なお、平成17年度に再評価についてご審議をいただいております、付帯意見は無く事業の継続を承諾いただいたところです。なお、フラワーロードというのは、花木が盛んな所ですので、そこから付けられた名前でございます。

これがフラワーロードの位置図です。事業期間は、昭和55年度から平成18年度までの26年間。四日市市の六名町、広域農道ミルクロードと接する部分ですが、ここを起点といたしまして、鈴鹿市を経て亀山市白木町、県道四日市関線ですが、これらを結ぶ12.6kmの道路です。その中に橋梁工が6箇所あります。それから道路幅員、下の方で図面が見にくいのですが、全体の幅員が8.5m、舗装の幅員が6.5mというのが標準となっております。

これが一覧で示したものです。真ん中の方に受益面積がありますが、田・畑・樹園地等合わせまして合計で5,105haです。また、関係する農家戸数は4,306戸となっております。事業費は74億4,800万円。特筆すべき農産物としては、お茶・花木・採卵鶏が全国有数の産地を形成しております。事業の目的は、これらの農畜産物を効率的に市場へ輸送しまして、流通での生産コストを低減させ、地域農業の安定と活性を図るために整備を行っていくものです。

これが一般平面図です。ちょっと見にくいですが、赤っぽい所が水田地帯、黄色い所が畑地になります。南部の方は水田地帯で米や麦等が盛んです。また、北西部の畑作台地におきましては、花木・お茶を中心に、畜産および野菜の産地を形成しています。亀山市内におきまして、亀山市が市道として整備する建設区間1.6kmと、三重県建設部が整備する建設区間3.8kmというのがこの中に含まれております。

これが起点部の状況写真です。フラワーロードの起点部、四日市市につきましては大型病院等があります。アンケートなど後ほどご説明いたしますが、病院・デイサービスに通うのが楽になったという意見も聞いております。左の方は通勤時間帯ですが、結構乗用車の交通量が多く見られております。

これは参考までにとのことですが、亀山市の辺法寺町付近、高速道路新名神ですが、これの立体交差部があります。上りルート、下りルートに分かれていますので、アンダーボックス2箇所を付けて設置したものです。

それから、これは亀山市の終点部の県道四日市関線沿いには、亀山・関テクノヒルズがありまして、代表的な工場としまして、シャープの亀山工場が稼働しております。

右の方の写真は、茶刈りで大型の乗用茶刈機が導入されているところがあります。これで従来2人1組で作業していたのが、1人でもできるようになって、作業時間の短縮にもなっております。左の写真は、以前は軽トラで運搬していた茶葉ですが、これらも小型トラックでの輸送に切り替わっている状況です。

フラワーロード沿線には個人経営の園芸店とか野菜の販売所なども点在しております。また、国道306号線との交差点部につきましては、大型の農業用資材販売店も見られるようになっております。

これは維持管理の状況です。現在のフラワーロードの維持管理につきましては、各市の方で行っていただいております。写真につきましては、鈴鹿市伊船町付近の除草作業でして、年2回の草刈りを実施されているそうです。アンケートの方でも、結構路肩の除草については、それを求める意見が多く出ているようです。

これは通学路の安全対策ですが、今年に入りましてからでも、集団登校中の小学生で交通事故に巻き込まれるという痛ましい事故報道等が幾つかありました。かつては黄色い部分を通学路としていたのですが、道幅が狭くて直線区間が少なく見通しが悪いこととか、ため池等危険な箇所もあったということから、市の教育委員会および学校からの要望によって農道に歩道を設置することになりました。これは亀山市の白川小学校の通学路の所にガードパイプを設置して、安全に努めるようにしたところですが、これがその写真です。この部分は平成8年度には供用開始をしております。通学路として利用されている箇所は、歩車道を分離しまして安全対策に努めているところです。

これはフラワーロード沿線にある農業用施設の位置関係を示したものです。緑色の所が茶加工場、青がカントリーエレベーター、オレンジが花木市場、ピンク色は野菜の集出荷施設。こういったものがたくさんあります。そういった中で農畜産物を効率的に市場へ輸送できるように、フラワーロードを整備したということです。

これらが写真で示したものです。左上の所がお茶の施設としては、全農の北勢茶センターがありまして、加工から冷凍保存施設を保有しております。右の方ですが、花木市場で、さつき・つつじ等を販売しております。それから左下がライスセンター・大型乾燥施設で、米・麦の集積施設です。右下が野菜の集出荷施設で、畑で取れた野菜の洗浄・パック詰め等の作業施設で、主に四日市市の北勢卸売市場へ出荷しております。

これは、前回の概要説明時に質問のありました神戸長沢線とフラワーロードの関係で、ここではまず米と麦の流通経路を示しております。鈴鹿市の中心部と神戸長沢線に沿いまして大規模な乾燥施設がありまして、この地域の米・麦の集積施設への流通経路として利用されています。

次が、この神戸長沢線とフラワーロードのお茶の流通経路です。この神戸長沢線沿いにはお茶の工場も幾つかありまして、茶葉の冷凍保存施設であります全農

北勢茶センターへの流通経路として使われています。ですので、この神戸長沢線が4車線に整備されれば、よりスムーズな通行が期待できるのではないかと考えております。

これは先ほどから出てくるフラワーロード沿線のお茶の状況です。三重県はお茶の生産量全国で第3位ですが、全国の市町村別順位でも鈴鹿市が9位、四日市市が10位、亀山市が25位となっております。

これが鈴鹿市の農業生産の推移です。鈴鹿市では採卵鶏が全国で8位になっています。また、さつき・つつじの生産も全国トップクラスを誇っております。

次に、経済効果ですが、平成17年度の再評価時と比較した表を作成しましたが、輸送車両の大型化が進みまして、台数が減ることによる労働時間の短縮や燃料費の軽減があります。農業近代化施設、ライスセンターやカントリーエレベーターがございましたが、それらへの搬入も容易となり、消費地や卸売市場への輸送など、流通面でも効率化が図られております。労働時間短縮・生産経費節減・荷痛防止効果の3つの効果を、平成17年度と比較すると少し下がっております。これは今の時代の中から少し作付面積が少なくなったことによる農業交通量の減少によるものとなっております。また、一般交通量につきましてはアクセス時間・経費節減効果がありますが、これにつきましては平成21年度に交通量調査を実施しておりまして、その結果を基に算出しております。そういった結果、営農走行経費節減効果と一般交通節減効果の2点の変動要因によりまして、費用便益比B/Cは平成17年と比較しまして、1.62から2.39に増えております。これは一般交通量が想定以上に増加した効果の発生が大きいものと考えられます。

これは、先ほど申しました21年度に実施した交通量調査した場所と、12年度の計画交通量を比較しているものです。交通量調査は、21年度に四日市の起点部分から鈴鹿市伊船町の区間で調査をし、この結果のいろいろ計算を基に効果を出しているわけですが、そこで調査を行っております。全体を見ますと、計画に比べて約2倍の交通量となっております。ただ、農業交通量が少ないのですが、農業交通量の計画につきましては最も大きいところを計画としておりまして、それは3月になるのですが、これが農閑期の10月に実施をしているということで、一般交通量については参考になるのですが、農業効果については時期的には若干問題があったかと思っております。

続きまして、今年度フラワーロード沿線の自治会の協力を得まして、アンケート調査を実施しております。設問は、上の1番お住まいはどこですかとか、使用頻度・効果・悪影響。それから、5番、6番の所で農業に対する質問を行っております。以上8問行っておりますので、その結果について示させていただきます。

まず、アンケートは3市合わせて684件のうち318件の回答を頂いております。回収率は46.5%です。全体の農家率は31%となっております。

続きまして道路の使用頻度ですが、ほぼ毎日使っているのが 35%ありまして、毎日から週に一度は利用するというのを合わせますと、65%の方が利用していたでいるようです。

続きまして目的ですが、買い物、レジャー、娯楽、通勤、その他という順番になっております。農業効果が比較的少ないように思われるのですが、これは複数回答可ですので、農業者の方でも買い物に行ったり、レジャー、娯楽とか使われるので、全体の比率では少し少なくなってしまう傾向にあります。

それから効果です。できたことによる効果としましては、やはり時間の短縮がありますし、既存道路との接続性、日常生活の快適さというのが上位3つになっております。

次はフラワーロードができたことによる悪影響です。よく言われますごみの投げ捨て等の環境の悪化。それから、交通量が増えておりますので、交通事故が増えたということ。それから、騒音等の住環境の悪化というものが、上位3つで見られております。

次に、ここで農家戸数を聞いております。四日市市・鈴鹿市・亀山市でいただいた 30%前後ぐらいの農家数で、全体として 31%の方が農家、69%の方が非農家というアンケート結果でした。

問6については農業者の方の答えです。まずは農地の維持管理ですが、フラワーロードができたことによる農業への影響ということで、維持管理で少し楽になったということが 20%程度ありました。

次に、農産物の集出荷の方では、楽になったという意見が 32%ありました。

それから、農作業機械の大型化では、18%の方が大型化が可能になったという意見を頂いております。

それから、耕作の継続につきましては、営農意欲が強まったという方が 8%。それから、担い手に頼みやすくなったというのが 17%。合わせて 25%ぐらいの数字になっております。

次に、問7につきましては、管理状況についての質問です。適切に管理されているという意見が 42%を占めておりますが、舗装の打ち替え等の要望についても 11%あります。ガードレール等の改善というのもあります。

続きまして、これは今後の農道事業で改善すべきことということで、自由記載をしていただいたものの中から多かった意見を抜粋しているものです。まず、歩道の設置、道路の除草というのが大きく見えました。また、亀山市だけですが、勾配修正の要望がありました。また、安全対策のガードレールの設置というのもありますし、歩道の設置。やはりいろいろな店ができたりする傾向もありまして、歩いたり自転車を使われる方も多いということもありまして、歩道の設置があるというもの。それから、四日市の方でガードレールの要望があるのですが、落ちていくもので危険という箇所はほとんどないので、恐らくこれも歩道との一体的



な考え方の要望ではないかと思っております。そういったことで3市合計の要望意見といたしましては、歩道を設置してほしいというのが33件ありまして、あと、路肩の除草が10件。道路勾配11件と多いのですが、すべて亀山市ということで、このような結果が出されました。

続きまして、これはフラワーロードの事後評価の参考とするために、8月10日に三重県四日市庁舎の方で、深溝土地改良区・深溝農地利用組合・JA鈴鹿・畜産関係者および道路管理者である四日市市・鈴鹿市・亀山市のほか、東海農政局も事後評価がございますので、それも踏まえて我々三重県の方とで、フラワーロードの現状についての意見交換を行ったものです。お茶のブランド化の取り組みとかも進めておりまして、鈴鹿市・亀山市で生産されたお茶を使ったペットボトルの販売なんかも進められているようで、お手元にあるのが、これが亀山で、こちらが鈴鹿のお茶ですので、またよろしければ味を比べていただければと思います。改良区の方からは、いろいろ便利になっているところもあるのだけど、一般交通量が増え過ぎて農業車両が走りにくくなったという意見も一部頂いています。畜産関係者からは、集出荷が楽になったという意見を頂いております。また、JA鈴鹿からは、フラワーロードができて集出荷が楽になったという意見を頂いております。

これがアンケート結果等整理したものです。アンケート結果から、農業効果というのも含まれてはいるのですが、それ以外の一般交通の効果が上がってきていることが分かります。また、一般交通量の増加によりまして、ごみの不法投棄とか路肩の除草、舗装の打ち替え要望が多く出てきているように思われます。広域農道は農産物の輸送を主たる目的にしていますが、やはり社会情勢の変化とかもございまして、歩道の設置・安全施設の要望が多く出てきているのではないかと思っております。

最後に今後の方針です。まず、都市近郊の基幹農道を行うにつきましては、将来の営農形態とか、交通量の変化とかを十分に勘案して計画を行う必要があると思われます。また、せっかくつくっている農地を、地域の活性化もございまして、こういった農地の維持をしていくためには担い手への集積とか、農家と非農家が一体となって施設を管理していくような、例えば農地・水・環境保全向上対策事業といったものの推進など、地域全体での農地・農業施設の管理を、直接この広域農道というわけではないですが、この目的を果たすためにはそういったことも今後していく必要があるのではないかと思っております。また、今後は、こういった広域農道、現在実施されている所は2地区あるのですが、これも来年とかあと2～3年度内には終わるということで、新規事業については現在計画はございません。ただ、整備した道路の保全対策といったものが必要になってくるかと思っておりますので、そういったことを重点的に農道事業として進めていきたいと考えております。以上でございます。ありがとうございました。

(委員長)

ありがとうございました。では、委員の皆さん、今のご説明に対しての質問・ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

コストベネフィットの確認です。スライドの 15 ページです。実測と計画では違った。ちょっと教えていただきたいのは 0.77 とかなり増えている。事後評価では上がっている。ただ、交通事故減少便益はマイナスが付いている。しかも -571%増ということで、これはどういうことなのかということと、逆にアクセス時間削減便益が 302%増。先ほども一般交通量が増えたということで、私も実際この道路を使わせてもらっていて感じることは、農業用の軽トラが 1 台走っているとしたら、大型 10 トン車が 15 台ぐらい走っているぐらいのイメージがあって、ほとんどが大型 10 トン車が昼間は走っているというイメージがあります。実際は広域農道というよりは、どっちかというと産業道路に近いような道だなというイメージがあります。そういう大型トラックが増加したために、この部分が増えている。したがって、残念ながら広域農道としての本来の目的よりは、副次的な効果の方が非常に大きいという道路なのかをお伺いしたいです。

(農業基盤整備課長)

まず、交通事故の方からですが、これも表し方を悩んだところがあります。本来の 17 年度の計画では、当然交通事故は少なくなり効果がいい方に出るのは、それまで例えば 100 というのが古い道を通っていた。交差点もいろいろあるし見通しも悪い所を、真っ直ぐな道路が通ったので交通事故が少なくなったという形でありますので、17 年のときについては効果プラスが出てきます。今回悩んだのは、交通量が増えた。本来であれば、その増えたところも、そんな狭いところを通るとか、どこか別のところを通ったら事故の比較というのはどうなるんだろうというところで悩んだところはあるのですが、ここだけに特化をして考えれば、これだけ増えた分については事故率は高くなっているのだろうと。そういうところで、これだけ交通量が増えたのであれば、マイナス側の要因として効果として考えた方が適する。通常でやってしまうとプラスで増えている。本来これだけ増えたところが、他を回って道路がこちらに来たもので少なくなるという考え方もしたのですが、それはどちらがどうかなということで、今回については安全側ということではないですが、ちょっと悪い側の方での効果を示させてもらっています。

それから、交通量ですが、特に先ほどの交通量調査の比較もありましたが、一般的に通常で見るとかなり普通の車やダンプの方が多いです。ただ、農繁期にな

りますと、この農道の場合ですと一番多いときの月の一番多い区間を取って交通量を決めておりますので、通常で比較するよりはまだ農業用効果は出ているのかな。それと、集落内を走ったり、もう少し狭い、昔でいう農免道路などですと、一般車両が増えることによって農業者に迷惑かかるといふことが多いのですが、広域の場合、軽トラックもあるのですが、基本的に大きな道の運搬車両となりますので、渋滞とかが無ければ、農業効果、多少マイナス面もあるかもしれませんが、ある程度の運搬としては効果が出ているのではないか。そういう意味では、渋滞の無いように神戸長沢線とかができれば、さらに効果は発揮できるのではないかと考えております。

(委員)

質問の意味が違ったかもしれませんが、聞きたかったのは、一般車両の内訳です。計画値と実測値の内訳で、どれくらい増えているのかという確認です。それと振替道路の想定は、306号を想定していたのか、1号線を想定していたのか、両方とからフラワーロードへの振り替えを想定しているのか、そういう意味でお伺いしたかったのです。

(農業基盤整備課長)

振替につきましては、計画のときにどちらに行くのかと聞いて、それでパーセント決まっていますので、こちらへの振り替えが何%、こちらから来るのが今度この道路にできたらこれだけ入ってくるだろう、向こうに行くのがこちらから入ってくるだろうという形で計画をして定めております。ちょっと数字的には、どちらがどれだけかというのではありません。

(委員)

だから、それでその振替道路の事故減少と比べて、こちらがかなり増えているからマイナスが付くのかという意味で聞きたかったのです。そういう意味ではどうですか。要は、フラワーロードができたことによって、1号線や306号の事故が減って、その代わりここが使われるようになって増えてしまったために、想定以上に交通事故が増えてしまって、例えば直線道路だから死亡・傷害の事故が増えてしまったために、3億円という便益の計算だったのかを、聞きたかったのです。

(農業基盤整備課長)

申し訳ないのですが、全体の数字の中であまり大きな数字ではなかったもので、正直そこまで、そちらに回ったのとこちらの比較ではなくて、単純に増えた分だけ交通量が増えたよということ、他との比較は今回しなかったということです。

本来であればすべきだったのですが、マイナスが大きい側での数字にしておこうかということしております。

(委員)

人の命で - 3億円ってかなり大きいと思います。そんなに小さい値ではないと思います。障害とか人の命でそれだけの便益のマイナスが出ちゃっているのはかなりの値だと思うので、どうなっているのかは必要だと思います。

(農業基盤整備課長)

もう少し詳細にしてみたいと思います。今は示すことができませんので、申し訳ございません。

(委員)

このフラワーロードの保全を言われました。このフラワーロードの沿線には、農業の人いっぱいみえます。しょっちゅう草刈りもしてみえたり、みんなで袋を持って歩いてみえたりするボランティアみたいに行っているところあります。だけど、沿線の住民アンケートで、路肩の除草をしてほしいということが出て、その結果、そんなアンケートが出たんですわじゃなくて、そんなのだから皆さんでボランティアしてくださいとか、そういうことに参加していただきたいんですという呼び掛けは、県の方ではなさらないのでしょうか。

(農業基盤整備課長)

管理に関しまして、現在この道路、先ほど申し上げましたように、市の方へすべて移管しておりますので、市の方にはこういった結果が出ているということではお知らせするつもりではございますが、県の方から今そういった形で動くとか、ボランティアでやってもらいたいというところは、今考えておりません。

(委員)

アンケート取っただけ？

(農業基盤整備課長)

結果として、管理者の市については、こういう結果が出ているので、できましたら今後こういった形でやっていくかを、検討していただきたいと思っています。

(委員)

このアンケートの結果ですが、農地の維持管理が楽になったが 20%、困難になった 8%。その下もそうなのですが、目的は農業の活性化なんじゃないですか。

だから、いろいろな広域的な沿線やいろいろなことがあるけど、農道に関しては目的が農業の活性化とか、いろいろそういう形の面で見たらそれはどうかなというところがちょっとあります。

(農業基盤整備課長)

正直申し上げてアンケートの問いがどうだったかなというのを、私自身も思っております。もう少し小さい、あるいは農免道路とか一般のほ場整備の道路となると、農業者の方の直接利用というのがあるのですが、広域農道になりますと、その人たちが行くよりも集出荷施設の運搬の人が来ますので、農業者の人に聞いてもそれほど、逆に影響というのがない場合が多いと思っております。困難になったという方は、小さなトラクターとかを利用されているような方がここを走ると、車が多くて不便だなということなので、ちょっと広域農道についての設問としては、どうだったかなという気はしております。

(委員)

困難になったというのはどういう理由で困難になったか。今おっしゃったですが、そういう理由も聞きたかったです。だけど、ぱっと見て、農道の形でこういう数字が出るということは普通では考えられないです。

(委員長)

他にありませんか。一つ私から。市に移管ということですが、だいたい農免だったと思いますが、何度かこの手の話が出てきたときに、つくるときには農業者の方が使われるという想定をしているけれども、最終的にはいろいろな便益入れるところで、私もこの道、高速道路を工事しているときは年に1回ほど走っているのだと思うのですが、そういう車がばんばん走ることになって、それを便益としては計算してプラスにする。ただし、実質車が大きくなると道路の構造がもたなくなる場合がありますよね。最初から多分大きな車が走るだろうということは分かっているけど、農道としてつくる場合には舗装とかでも構造が違いますよね。結局、今張り替えが必要という話は、それで出てきているのですか。

(農業基盤整備課長)

まず、大型が通る・通らないということにつきましては、やはりこれだけの道路ですので、幅員から考えてある程度通るといふ計算ではつくられております。ただ、交通量が多分想像よりも多かったのが、痛みは早いと思います。そういう意味での舗装等のやり直しというか、管理的なものは計画よりも多くなってくるのではないかと考えています。それから、最後の方に申し上げましたように保全対策、今後やはり我々がつくっていった所、管理は市町には任せているとはいえ、

通常の管理はともかくとして大きなそういった変化に対しては、またある程度保全という意味での見直しがあるかもしれませんので、そういったことについては、今後対応していきたいと思っております。

(委員長)

はい、分かりました。他に特にないですか。

(委員)

今後の対応方針の 農地集積を推進するというところに、広域農道がどれぐらい寄与できるのですか。

(農業基盤整備課長)

直接これから集積をするのに、ある程度今道路があるので、大規模な形での交通網がしっかりしているので、他の何らかの対策をしていければ、その辺の交通に対してはこういったものがあるので大丈夫ですよというところは言えるかと思えます。ただ、このままで放っておいて集積が進むかということ、若干問題があるかと思えますので、農業的な施策の中で検討していきたいと思っております。

(委員)

一般農道とかその他の農道とのネットワークというのは、かなり十分なものなのでしょうか。

(農業基盤整備課長)

ある程度だと思のですが、百点満点なのかどうかというところはあるかと思えますので、その点については、今後の集積のやり方によっては、道路網についてももう少し詳細なところの整備は、出てくる可能性はあると思えます。

(委員)

フラワーロードは広域の農道ということですが、鈴鹿に住まいしていますので、本当にフラワーを走られる車というのはものすごく多いです。農業以外の方がずっと多い。だけど農家の皆さんも助かっているということで、最初の目的は達しているのではなかろうかとは感じますが、先ほどおっしゃったように、管理を亀山の分は亀山、鈴鹿市の分は鈴鹿市としたときに、交通量はすごく多くなったということで、先ほども出ていましたが、路面の補修・保全にお金が最初の維持管理費よりも高くなるのではないかという感があります。それは鈴鹿市は鈴鹿市にある部分は全部管理しているのだから自分のところで直しなさいということなのか。参考にお聞きしたいのですが、どういう仕組みになっているのかを教え

ていただけますか。草を刈るのは鈴鹿だったら鈴鹿ということは分かるのですが、こういう事業としてつくったときに、予想外に道路が荒れた場合とかが出てくると思うのでお願いします。

（農業基盤整備課）

少しご説明させていただきます。基本的に広域農道、農道も含めてですが、出来上がった時点でそれぞれ所管される市町さんの方に管理をお願いしまして、最終的にはその道路自体を市町の財産という形でお譲りする、という形になっております。今現在は、先ほどおっしゃっていただいたように、草刈り等を管理していただいております。基本的には、それぞれの市町さんの方で舗装の打ち替え等もしていただくことになるのですが、今申し上げましたように、制度の中では保全対策という形で悪いところを直すという事業も、また県でできるというか国の方の補助もございますので、そういった部分を活用してやっていきたいというご要望があれば、またそこら辺は調整させていただいて新たに事業を展開していく形になってまいります。

（委員）

新たな事業になっていくわけですか。鈴鹿だったら鈴鹿市のものになっているから、保全・補修も。

（農業基盤整備課）

この路線全体という話であれば、鈴鹿・亀山・四日市さんそれぞれまた同じように広域の中で保全対策になりますが、それぞれの市町さんのお考えもありますでしょうし痛み具合もありますので、当然そういった形でうちがこことここをやるよという位置にはなっていませんので、皆さんのお話し合いがつけば、3市の所全部、あるいは鈴鹿市さんだけ急ぐのであれば鈴鹿市さんだけという形になってくるかと思います。

（委員）

それはずっとつながっているわけですね。そういう意味で、県と各市町はつながっている？

（農業基盤整備課長）

はい。県の方で整備した広域農道や基幹農道については、基本的には国の方の補助で、また保全対策なりという形で事業ができるようになっております。

（委員）

分かりました。ありがとうございます。

(委員)

往々にして、鈴鹿へ来たらぱっと良くなって、亀山へ行ったらまたガタガタになったというのが、そんなこといつもです。そんなことないように県の方で全部するんですって、どんな基準があってどういうふうになっているというのは、私たちには分からない。ここ草はきれいに刈ってあるけど道路はぐちゃぐちゃとか、そんなことが往々にしてあります。だから、できるだけそういうのが分かりやすいように、そんなことはないんですって、道路のガリガリ削ってぴっとするのはまた新しい事業としてやりますよ、と言ってくれる方が私たちには分かりやすいし、何が何か分からないのが私たちですので、できるだけそういうことをきちっと教えてほしいしやってほしい。

(農業基盤整備課長)

大変難しいのが、通常県土整備部さんがつくる県道ですと県がつくって県が管理していくというものになるのですが、他のかんがい排水事業でもそうなのですが、我々つくったものは、申請で作ってくださいという形が上がってきてつくったものは、基本的につくってお渡しするのです。我々がつくりますので管理はそちらでお願いしますというのが、我々の土地改良事業の性質です。ですので、基本的な管理についてはやはりお渡しする予定の市町さんでお願いする。ただ、先ほど申し上げましたように、もっと大きな広域的に補修とかが必要だよということになれば、あらためて各市町さんの方から要望が出てきたら、その申請を受けて我々がしていくというシステムになっていますので、本当の県道の管理のような形ではできないというのが実態です。

(委員)

そうなんですか。では、つukらない方がいいのと違う？

(農業基盤整備課長)

我々がつukらせてくれというよりは、地域の方からそういった形によろしいのでつくってください。いい方悪いですがつくってください。その代わりあとはお願ひしますという約束の下でつukられていくものなのです。

(委員)

そういうことですか。私たちは、こっちがつukってくれたのでありがとうございますって使わせてもらっているのが普通なので、どこから要請が来たとか、何やらというのは何も分からないので聞いてみたのです。



(委員)

今、おっしゃられたことで。そうするとフラワーロードというのは、他にも農免道路あちこちにいっぱいありますよね。そう交通量が多いのは私の身の回りではあまり感じないですけど、ここはすごく多いですね。それは最初の段階ではまったくこういう予測はできなかったのか。どちらかという県道とかそういう形の道じゃないかと思うのですが。県土整備部とかそのあたりが関わってもいいような、今道路の使われ方だと思います。今後は、農道はあまりつくりたくないとおっしゃってみえましたが、こういう経験からいくとまた違う考え方に持っていった方が、農林水産部でつくる道とそうでない道ということが、できているからもういいですけど、皆さんがいろいろ利益を得ていると思うのですが、そういう意味で非常に難しいですね。開けてみて10年したら交通量がすごい。こういう予定ではまったくなかったんだと思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

(農業基盤整備課長)

ここについて具体的にその当時どうだったかというのは分かりませんが、やはり当初計画のときから、いろいろ県土整備部さんとの話については、多分ある程度、うちはここをやってこちらはこういうルートでという話の下で、ここは広域農道でつくっていきますという話でつくられてきたと思っております。ただ、いろいろな他の道路が取り付いたり、いろいろ出来てきたら、ここが大変位置的に便利になってきたなど。高速道路の関係とか、亀山であれも計画に入らなかったのも、ああいったものができてきたということであれば、やはり想定以上の交通量になっているかと思っています。

今後についても、先ほども申しましたように、広域農道、これから新規をつくっていくのはなかなか難しいというか、するのであれば、今委員おっしゃられたように、本当に県道とこちらの整合性をよほどしなければ、これ以降こういう形になれば、どういう計画だったんだという形にはなるかと思っていますので、そういった形での道路計画になると考えています。

(委員)

ありがとうございます。

(委員)

今、ネットワークの話が出たのですが、ちょっと教えてください。グリーンロードとフラワーロードとの間がちょっと切れていますね。これはまた別につながる計画はあるわけですか。広域農道の計画はないということは、別途の事業でフラワーロードとグリーンロードの間の。

( 農業基盤整備課 )

この位置図、グリーンロードとフラワーロードが直接接続しない部分については、既に既設の県道がございますので、今もうミルクロードからフラワーロードを通過して、グリーンロードまで一応この車線での道路は出来上がっております。

( 委員 )

分かりました。

( 委員長 )

では、時間もそろそろですので、ここで審議自体は打ち切りたいと思います。この後、意見書をまとめたいと思いますが、事務局、何時までにしますか。

( 公共事業運営副課長 )

予定どおりでいかがでしょうか。

( 委員長 )

はい。では、予定どおりで、16時半まで休憩とさせていただきます。

( 休 憩 )

( 公共事業運営課副課長 )

説明された方、前に座っていただけるとと思います。代理でも結構です。

( 委員長 )

それでは、委員会を再開いたします。今しがた意見書案を検討いたしましたので、読み上げます。

## 意 見 書

平成24年11月19日

三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経 過

平成24年11月19日に開催した平成24年度第3回三重県公共事業評価審査委員会において、県より海岸事業1箇所、県営広域漁港整備事業1箇所、広域農道整備事業1箇所、計3箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づ

き審査を行った。

## 2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

### (1) 海岸事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

502番 あのりちくかいがん 安乗地区海岸 海岸侵食対策事業

当該箇所は、平成8年度に事業に着手し平成19年度に完了した事業である。今回審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

### (2) 県営広域漁港整備事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

503番 あそうらちく 阿曽浦地区

当該箇所は、平成7年度に事業に着手し平成18年度に完了した事業である。今回審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

### (3) 広域農道整備事業〔県事業〕【事後評価対象事業】

504番 ほくせいなんぶちく 北勢南部地区

当該箇所は、昭和55年度に事業に着手し平成18年度に完了した事業である。今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。ただし、交通事故減少便益がマイナスであることを問題視し、関係機関と対策を協議されたい。

以上が意見書です。委員の皆さん、これによろしいですか。

(委員同意)

(委員長)

それでは、当意見書をもちまして答申といたします。なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配付することにいたします。これによろしいですね。

### ( 3 ) 閉会

( 公共事業運営課副課長 )

それでは、これもちまして、平成 24 年度第 3 回公共事業評価審査委員会を終了させていただきます。次回は、2 月 12 日(火)午後 1 時半から、勤労福祉会館研修室で開催いたします。ここと同じ場所でございますが、フロアの向こう側の狭い部屋の方で開催させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、次回は、本年度委員会からちょうだいいたしましたご意見を踏まえまして、本県が決定いたしました事業方針をご報告いたします。お忙しいとは存じますが、出席いただきますようお願いいたします。その他につきましては、以上でございます。

( 委員長 )

最後になりましたが、委員の皆さん、ここまでの議事全体を含めて何かご意見・ご質問、また事務局に確認されたいことはございませんでしょうか。特になければ、本日の議事を終了いたします。

( 公共事業運営課副課長 )

どうもありがとうございました。

( 終了 )